

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月30日
【計算期間】	第6期（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）
【ファンド名】	FC Tトラスト - 海通 - アイザワ 好配当利回り中国株ファンド (FC T - Trust - Haitong Aizawa Attractive Dividend Yield Chinese Stock Fund)
【発行者名】	F Cインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)
【代表者の役職氏名】	取締役 リー・ワイ・リム (Lee Wai Lim)
【本店の所在の場所】	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1111、私書箱2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コーダン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド気付 (c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands, British West Indies)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造 弁護士 水谷 共宏
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注1) ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行います。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

目的

サブ・ファンドの主な投資目的は、中華人民共和国の香港証券取引所、上海証券取引所または深セン証券取引所に上場された会社、またはその他の取引所の上場企業でその収益の50%以上を中国から得ているかまたはその営業用資産の50%以上を中国国内に有している企業として定義される中国関連企業により発行される株式および株式関連証券を含む証券への分散投資を通じて、円建ての安定した収益の分配を受益者に提供することです。かかる目的を達成するため、投資運用会社は、優秀な経営陣、中国経済の選択された成長分野における事業の良好な収益性、株主の価値の重視および優れた企業統治等様々な要因を考慮して、定期的な配当の支払いをもたらすと予測される証券に投資することにより、魅力的な配当利回りを持つ投資ポートフォリオを構築します。

また、第二の投資目的として、サブ・ファンドは、当該中国関連企業により発行される証券に投資することにより、中長期的に元本の値上がりを追求します。

信託金の限度額はありません。

基本的性格

ファンドは、ケイマン法に準拠し、F Cインベストメント・リミテッドとH S B Cトラスティー（ケイマン）リミテッドとの間の2005年7月29日付基本信託証書（以下「基本信託証書」といいます。）により設定されたオープンエンド型契約型投資信託です。

ファンドは、アンブレラ型ファンドとして設立されました。シリーズ・トラストに帰属する資産および債務が充当される個別のポートフォリオまたはシリーズ・トラストを設立することができます。

サブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドの受益者の利益のために分別された個別の信託として随時保有され、管理されます。サブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドの受益者により実質上保有される不可分の財産であり、受託会社の固有の財産とは分別して管理されます。各受益者は、受益証券を買い付けることにより、自動的に、基本信託証書およびその補遺信託証書の適用ある条項をすべて受諾したものと取り扱われます。

基本信託証書に従い、F Cインベストメント・リミテッドは、ファンドの管理会社として行動し、募集期間中に受益証券の発行により集めた資金を投資します。管理会社は、管理事務の職務をH S B Cトラスティー（ケイマン）リミテッドに委任しています。H S B Cトラスティー（ケイマン）リミテッドはまた受託会社として、基本信託証書の規定に従って、ファンドの受託者、登録機関および保管銀行として行動するほか、その保管銀行および登録名義書換代行会社としての役割をH S B Cインスティテューショナル・トラスト・サービス（アジア）リミテッド（以下「管理事務代行会社」といいます。）に委任しています。ただし、受益者の主たる受益者名簿は、ケイマン諸島において受託会社により保有されます。

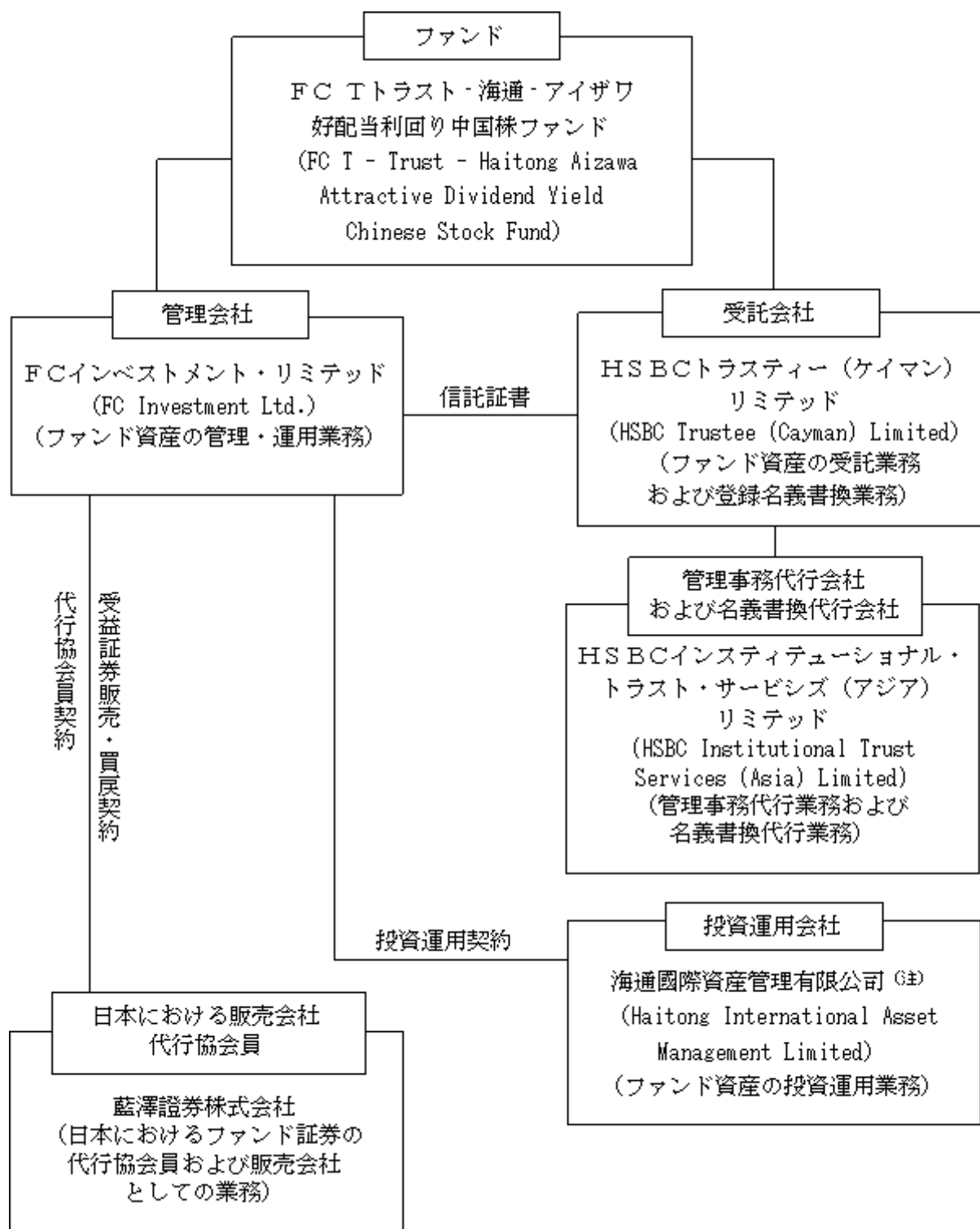
基本信託証書は、ケイマン法に準拠します。すべての受益者は、基本信託証書および補遺信託証書の条項により権利を与えられ、規定され、これらの条項が通知されたものとみなされます。

（２）【ファンドの沿革】

2003年 9月 9日 管理会社の設立
2005年 7月29日 基本信託証書締結
2005年 7月29日 補遺信託証書締結
2005年 8月15日 補遺信託証書締結
2005年10月 5日 ファンドの運用開始
2010年12月 8日 改訂証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドに関するスキーム（関係法人図）



(注) 投資運用会社の名称は、2010年11月4日付で、大福アセット・マネジメント・リミテッドから、海通国際資産管理有限公司に変更されました。

管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
受託会社	H S B C トラスティー (ケイマン) リミテッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited)	管理会社との間の基本信託証書（2005年7月29日付および2005年8月15日付補遺信託証書および2010年12月8日付改訂証書により補足済（以下「信託証書」といいます。））に基づき、受託業務を行います。また、受益証券の登録・名義書換業務のそれぞれの代行業務を行います。
投資運用会社	海通国際資産管理有限公 司 (Haitong International Asset Management Limited)	管理会社との間の投資運用契約に基づき、ファンドの投資運用会社として、投資運用業務を行います。
代行協会員	藍澤証券株式会社	管理会社との間の代行協会員契約に従って、代行協会員として、受益証券の純資産価格の公表を行い、また運用報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務（代行協会員業務）を行います。
販売会社	藍澤証券株式会社	管理会社との間の販売・買戻契約に従って、販売会社として、日本において受益証券の販売および買戻しにかかる業務を行います。

管理会社の概況

管理会社：	FCインベストメント・リミテッド（FC Investment Ltd.）		
1．設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島の会社法（2011年改正）（以下「会社法」といいます。）に基づき、ケイマン諸島で2003年9月に免除会社として設立されました。会社法は、会社の設立、運営、株式の募集等、会社に関する基本的事項を規定しています。		
2．事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。		
3．資本金の額	管理会社の2012年1月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。		
4．沿革	2003年9月9日に設立されました。		
5．大株主の状況	株式会社ファンドクリエーション グループ	東京都千代田区麹町一丁目4番地 半蔵門ファーストビル5階	1,000株 (100%)

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの名称

FC Tトラスト 海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド

(FC T - Trust - Haitong Aizawa Attractive Dividend Yield Chinese Stock Fund)

ファンドの形態

ケイマン籍オープンエンド型契約型投資信託

準拠法

ファンドの設定準拠法は、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）および投資信託法（2009年改訂）です。

() 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており英国の信託法の相当程度の部分を採用しており、この問題に関する判例法の相当程度を採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者(受益者と称する。)の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請されます。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としないう旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出されます。

免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

() 投資信託法

下記「(6) 監督官庁の概要」の項を参照のこと。

() 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改訂)

一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改訂)(以下「ケイマン規則」といいます。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ケイマン諸島金融庁(以下「C I M A」といいます。)が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはC I M Aが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はケイマン規則に従って事業を行わなければなりません。

ケイマン規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻し、または買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれます。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に交付するか、または作成および交付を手配しなければなりません。年次報告書にはケイマン規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければなりません。

(5) 【開示制度の概要】

(1) ケイマン諸島における開示

(a) ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドの詳細を記載した申請書とともにC I M Aに提出しなければなりません。

ファンドはC I M Aが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはC I M Aに報告する法的義務を負っています。

() 弁済期に債務を履行できないか、できないであろうこと。

() 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

() 会計が適正に監査されうるような十分な会計基準なしに事業を遂行するか、またはその旨意図していること。

- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまはそのように意図していること。
- () 下記を遵守せずに事業を行いまはそのように意図していること。
 - (a) 投資信託法または投資信託法に基づく規則
 - (b) 金融庁法（2011年改正）
 - (c) マネー・ロンダリング防止規則（2010年改正）または
 - (d) 免許の条件

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパースのケイマン事務所です。ファンドの会計は香港の会計基準に準拠し、監査が行われます。

管理事務代行者が、(a) ファンドの資産の一部または全部が目論見書に記載される投資目的および投資制限に従って投資が行われていない、または(b) 受託会社または管理会社が実質的に設立文書または目論見書に従ってファンドの業務または投資活動を行っていないことを了知した場合には、できる限り速やかに以下の行為を行わなければなりません。

- () 受託会社にかかる事項を書面で報告すること。
- () 当該報告書の写しおよび報告書に適用ある証拠をC I M Aに提出すること。

また、かかる報告書またはその適切な概要は、ファンドの次期年次報告書、および中間報告書または定期報告書が年次報告書より前に開示される必要がある場合にはかかる中間報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行者は、できる限り速やかに書面で以下の事由をC I M Aに通知しなければなりません。

- () 受益証券の販売および買戻しの停止ならびにその理由
- () ファンドの償還予定およびその理由

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にC I M Aにファンドの業務に関する書面による報告書を提出するか、または提出を手配しなければなりません。また、報告書にはファンドに関する以下の内容を盛り込まなければなりません。

- () ファンドの名称（過去の全名称を含みます。）
- () 受益者により保有される受益証券1口当たりの純資産価格
- () 前報告期間からの受益証券1口当たりの純資産価格の変動率
- () 純資産総額
- () 当該報告期間における販売の口数および価格
- () 当該報告期間における買戻しの口数および価格
- () 当該報告期間末の発行済受益証券総口数

受託会社は、以下を確認した受託会社による署名済みの宣誓書を毎年C I M Aに提出するか、または提出を手配しなければなりません。

- () 受託会社の知るかつ信じる限りにおいて、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書が遵守されていること。
- () ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないこと。

ファンドは、管理事務代行者の任命の変更の発議について、C I M A、投資家および業務提供者（管理事務代行者を除く。）に対して、当該変更の1か月以上前に書面で通知しなければなりません。

ファンドは、保管受託銀行の任命の変更の発議について、C I M A、投資家および業務提供者（関連する保管受託銀行を除く。）に対して、当該変更の1か月以上前に書面で通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社についての変更の発議について、C I M A、投資家および業務提供者に対して、当該変更の1か月以上前に書面で通知しなければなりません。

(b) 受益者に対する開示

入手可能なファンドの直近の会計帳簿および記録書類（信託証書、サービス委託契約、申込書の様式、販売・買戻契約、代行協会員契約および事務代行契約を含みます。）は、管理会社および管理事務代行会社の営業所に備え置かれます。受益者およびその正当な代理人は、自己の受益権に関して

のみ、合理的な通知をもって、通常の営業時間中いつでもかかる会計帳簿および記録書類を閲覧し、これらの写しを取得することができます。受益者登録簿の写しも、管理事務代行会社の営業所に備え置かれます（主たる登録簿は、ケイマンにおいて受託会社が保持します。）。管理事務代行会社は、管理会社と協力して、各評価日現在の純資産価格を算定します。さらに、ファンドの各会計年度の終了後、合理的に可能な限り速やかに（遅くともファンドの会計年度の終了から5か月以内に）、香港の会計基準に従った監査済年次報告書および監査報告書が作成されます。香港の会計基準に従った中間財務諸表（毎年3月の最終営業日までを対象とするもの）も、ファンドの計算期間中の半期の終了後、合理的に可能な限り速やかに（遅くとも当該半期の終了から3か月以内に）作成されます。かかる財務諸表および報告書の写しは、ファンドの受益者登録簿に記載されている受益者の登録住所に宛て送付されます。

(2) 日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等においてこれを閲覧することができます。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、投資信託法に基づき投資信託として規制されています。CIMAは投資信託法の遵守を確保するため監督・執行権限を有します。投資信託法に基づく規制において所定の詳細事項および監査済決算書をCIMAに毎年提出することが求められています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に対し、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合には、受託会社に多額の罰金が科され、CIMAがファンドの清算を裁判所に申し立てることができます。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなったまたは履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、規制された投資信託が本ファンドのように認可された投資信託であるとき、法に反して認可条件を遵守することなく業務を遂行もしくは遂行を企図する場合、規制された投資信託の監督および管理が、適当かつ適切な方法で行われなかった場合、あるいは、規制された投資信託の管理会社としての地位を有している者が、かかる地位を維持するのに適当かつ適切な者でない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができます。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。C I M Aは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みません。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

サブ・ファンドの主な投資目的は、中華人民共和国の香港証券取引所、上海証券取引所または深セン証券取引所に上場された会社、またはその他の取引所の上場企業でその収益の50%以上を中国から得ているかまたはその営業用資産の50%以上を中国国内に有している企業として定義される中国関連企業により発行される株式および株式関連証券を含む証券への分散投資を通じて、円建ての安定した収益の分配を受益者に提供することです。かかる目的を達成するため、投資運用会社は、優秀な経営陣、中国経済の選択された成長分野における事業の良好な収益性、株主の価値の重視および優れた企業統治等様々な要因を考慮して、定期的な配当の支払いをもたらすと予測される証券に投資することにより、魅力的な配当利回りを持つ投資ポートフォリオを構築します。

また、第二の投資目的として、サブ・ファンドは、当該中国関連企業により発行される証券に投資することにより、中長期的に元本の値上がりを追求します。

投資運用会社は、比較的大量の取引、高い時価総額、健全な収益、売上の伸び率、利益率の拡大および特に好配当率を有する中国関連企業を選択する定量的な方法を用い、中型・大型株式の中で期待できる証券を体系的に選別します。中国の証券会社、ファンド・マネージャーおよび上場企業に強力なコネクションを持つ香港に拠点を置く中国投資の専門家としての投資運用会社の経歴に基づき、選別の第二段階は、経営の妥当性、企業統治の基準および株主と経営上の利益の整合性の程度を質的に評価するため、企業訪問および実地調査を通じて行われます。かかる実地調査には、対象会社が作り出す商品およびサービスに関する検査およびテストならびにその競合企業、納入業者および顧客との面談が含まれます。

投資運用会社が、流暢な中国語を話し、かつ中国の商習慣および文化を理解し国際的な資金運用の経験も持つ中国の専門家チームから構成されるため、投資運用会社は、言語の障害なく中国市場における投資テーマを把握することができます。また、投資運用会社は、国際的に有名な証券会社および中国国内の証券会社を通じて中国関連企業に関する国外および国内の調査情報を収集します。

最終的な投資選別は、株式および市場の評価です。投資運用会社は、投資家の投資資本を危険にさらすことがないように保守的な方法で、中国関連企業に投資を行うことを目指します。投資運用会社は、合理的な価格で中国関連企業の証券を買い付ける傾向があります。

サブ・ファンドに関する上記の投資ポートフォリオを達成するため、投資運用会社は、一連の会議（中国のマクロおよび市場の問題点を協議するための毎月の中国株式投資戦略会議、ならびに個々の中国株式投資のアイデアおよび企業訪問および実地調査の結果を協議および討議するための毎週の中国株式選別会議を含みます。）を行います。当該会議には、投資運用会社のチームのメンバーが出席し、中国の業績優秀なファンド・マネージャーおよびアナリスト等のゲストが投資知識を交換するため招待されます。

サブ・ファンドは、香港上場H株式、深センおよび上海証券取引所に上場され、香港ドルまたは米ドルで取引されるB株式のみならず、人民元で取引されるA株式にも投資を行います。中華人民共和国の法律は、現在、中国証券監督管理委員会により承認された一定の適格機関投資家または適格外国機関投資家（「QFII」）に対してA株式への外国投資を制限しています。したがって、サブ・ファンドによるA株式へのいかなる投資も、中華人民共和国外で設立され、QFIIであると承認された国際的な証券会社の一または複数の投資割当てを通じて間接的に行われます。

(2) 【投資対象】

上記投資方針参照。

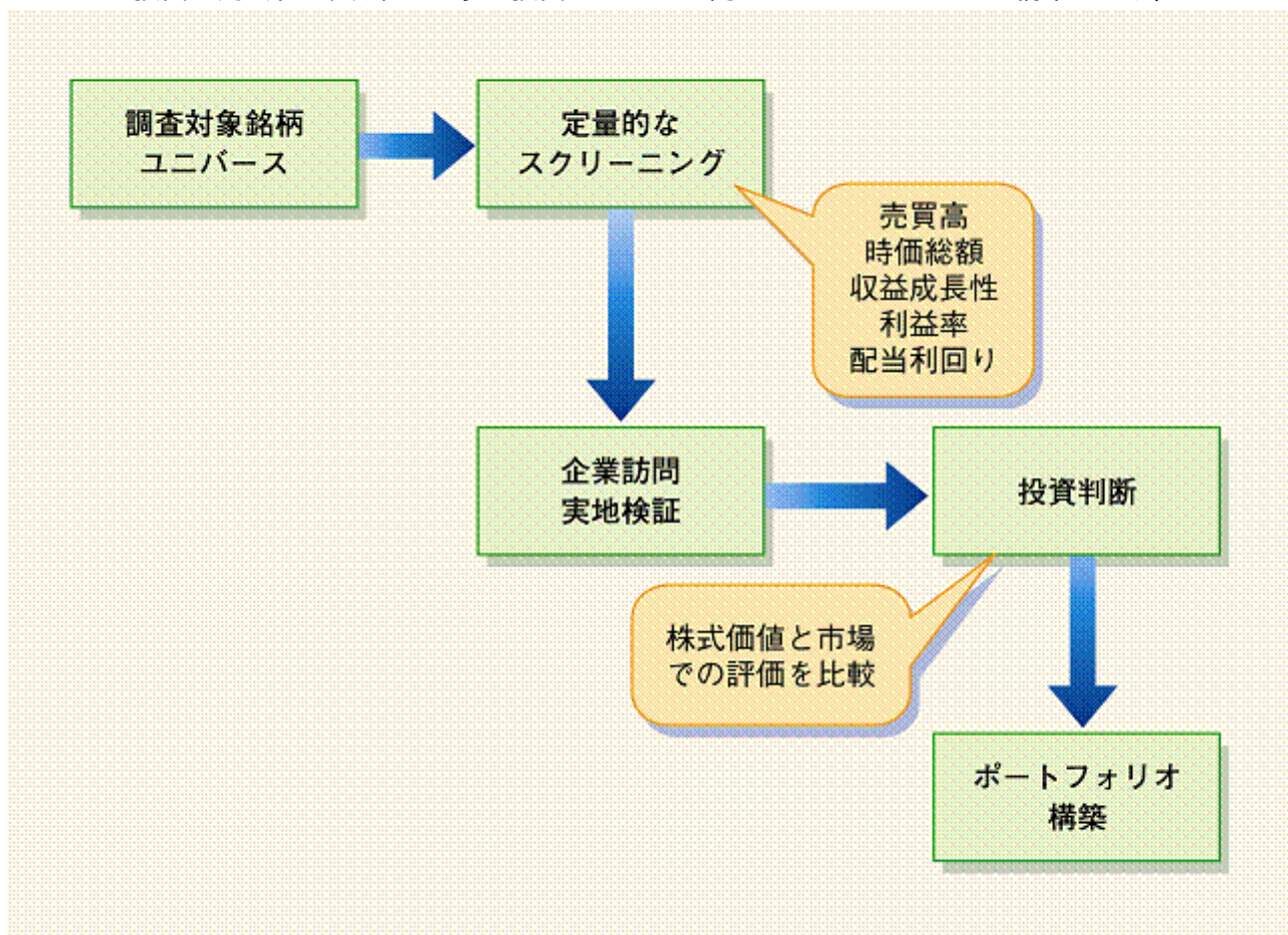
(3) 【運用体制】

() 投資運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、現在、ダイナミックな投資意思決定プロセスを用いています。毎週または毎月行われる戦略検討会議および毎月開かれる戦略会議で定められる厳密な基準に基づき、投資チーム全体で資産配分を決定します。投資プロセスは、「トップダウン」マクロ経済分析の要素と「ボトムアップ」企業分析の要素を組み合わせます。「トップダウン」マクロ経済分析では、経済成長、政治状況、インフレ率、金融政策、雇用等の要因を評価し、実際にポートフォリオ構築を行うための戦略的背景を作り出します。「ボトムアップ」企業分析では、株式の評価および選別は、運用実績、市場シェアおよび競争状態、産業トレンド、成長潜在力、財務体質、配当利回り、評価上の魅力等の特性に基づいて行われます。

最終的な投資選別は、株式および市場の評価です。投資運用会社は、株式のファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）と評価額を業界の競業他社と比較して慎重に検討します。上記の両分析を用いることにより、投資運用会社は、ポートフォリオの定型的リスクと非定型的リスクを分散するためテーマ主導型、成長および評価作用のバランスのとれた株式を選択します。投資運用会社はまた、投資による損失の回避または投資収益を高める目的で金融先物取引およびオプション（指数オプションと株式オプションを含む。）も利用していきます。

投資運用会社は、以下のような投資プロセスに従ってポートフォリオを構築します。



() 社内会議

投資運用会社は、サブ・ファンドのパフォーマンスを検討するため投資会議を毎週行います。経営陣レベルでは、投資運用会社は、サブ・ファンドのパフォーマンス、リスクおよびコンプライアンスを検討するため、その取締役と部門間会議を毎月行います。投資運用会社は、適宜、管理会社にサブ・ファンドに関する報告を行います。

() ファンドの投資運用

(a) ファンド管理事務の方針決定

ファンド管理事務の方針は、投資マネージャーの会議で毎月決定され、一般的な市場の慣行、規制上の要件および方針の実行可能性が考慮されます。現行の方針の変更は、投資マネージャーの同意を得たときのみ行われます。投資運用会社が採用する主要なファンド管理事務方針は、現在以下の事項を含みます。

- 1．サブ・ファンドの投資制限および業務に対するチェックを含め取引の承認の前に取引前のコンプライアンスチェックを行うこと
- 2．実行された取引について注文の最善の執行および公正な注文配分を監視すること
- 3．社内評価と管理事務代行会社の正式評価とを毎日調整すること
- 4．投資運用会社の営業部門と事務管理部門の授権された者の承認を得た場合に限りブローカーに対する支払を処理すること
- 5．第三者支払を行わないこと
- 6．計算書および記録を適切に維持すること

(b) 取引の実行

取引は、指定された認可ファンド・マネージャーによって、注文テンプレートを電子メールでセントラル・ディーラーに送付することにより始められます。セントラル・ディーラーは、すべての取引をブルームバーグA I Mシステムにインポートし、チェッカーがインポートされた取引の網羅性、取引前のコンプライアンスチェックを行い、ブルームバーグA I Mシステムの取引を有効化します。取引前のコンプライアンスチェック通過後、発注および取引状況のモニタリングのために、セントラル・ディーラーはブルームバーグのシステムを通じて承認されたブローカーに取引注文を送ります。業務担当社員は、実行後、その他のすべての業務上および決済上の事項について追跡調査を行います。

(c) モニタリング

投資運用会社は3段階のモニタリングを行うものとします。取引前のコンプライアンスチェック、最善の執行、公正な注文配分および日常の調整を含むもののそれらに限られない日常的なモニタリングは、リスク管理および業務担当社員により行われます。コンプライアンス担当社員（3名）は、取引実行、ファンド運用および官公庁への届出書類に関し継続的にコンプライアンスのモニタリングを行います。コンプライアンス違反問題について、コンプライアンス担当社員は、投資運用会社のコンプライアンスおよびモニタリングを監督する上級経営陣（2名）に直接報告を行います。

(d) リスク管理、投資運用評価および法務管理

投資運用会社のリスクモニタリングおよびリスク管理は、ファンド・マネージャーから独立してかかる機能を監督する権限を委託されたリスク管理部門により行われます。リスク管理部門は、投資運用会社のマネージング・ディレクターに直接報告し、ファンド・マネージャーへの報告過程はありません。リスク管理部門は、投資運用会社の日々の事業活動から生じるリスクのあらゆる側面の分析、測定、モニタリングおよび管理について責任を負います。

リスク管理部門の職務は、以下の側面に分類できます。

- ・コンプライアンスおよびリスク委員会の定期的な会議に参加すること
- ・ブルームバーグA I Mシステムの一部であるコンプライアンス・マネージャーを用いて、コンプ

ライアンスおよび/または内部ガイドラインを確立すること

- ・ 監視リスト/制限リストを維持すること
- ・ リスクの報告
- ・ ポートフォリオの見直し
- ・ 過誤の処理

投資運用会社の上級経営陣は、サブ・ファンドのパフォーマンス、リスクおよびコンプライアンスを検討するため毎月会議を行います。投資運用会社の持株会社の法務部は、外部弁護士と共同で、投資運用会社の法務を支援するものとします。

なお、この情報は2012年2月15日現在のものであり、随時変更されます。

(4) 【分配方針】

管理会社は、サブ・ファンドの受領済みまたは受領予定の純収益ならびに実現および未実現キャピタルゲインに基づく額の受益者に対する月次分配を行うことを目指します。サブ・ファンドの投資ポートフォリオ予定平均配当収入ならびに予定手数料および費用については、管理会社は、月次の分配を安定して行うために、サブ・ファンドの収益および資本から分配金の支払いを決定することがあります。分配金は、各月の最終ファンド営業日に登録されている受益者に対し、毎月10日(該当日がファンド営業日でない場合には翌営業日)から5営業日以内に支払われます。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

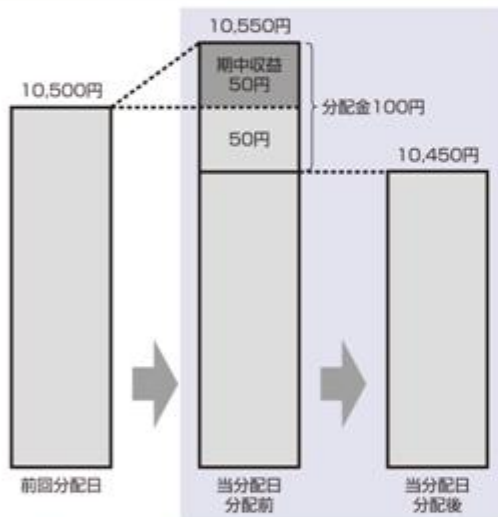
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。



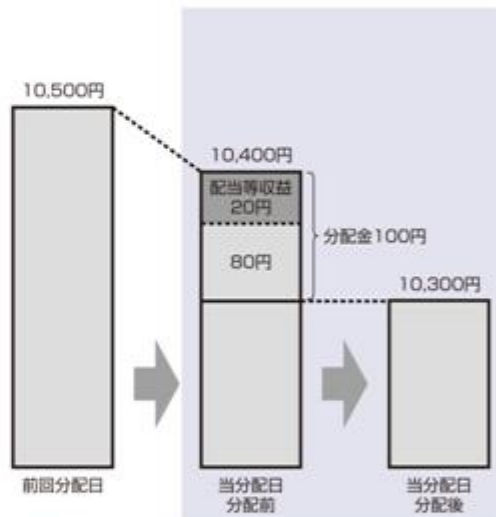
- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当分配日の1口当たり純資産価格は前回分配日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合（1口当たり純資産価格が円表示の場合）

（前回分配日から1口当たり純資産価格が上昇した場合）



（前回分配日から1口当たり純資産価格が下落した場合）



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。分配金は、ファンドごとに、その分配方針に基づき支払われます。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には投資元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が投資元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が投資元本の一部払戻しに相当する場合）



(注) 公募外国株式投資信託は、公募国内株式投資信託の取扱いと異なり、購入価額を下回る部分についても、分配金に対して課税されます。分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金」の「(5)課税上の取扱い」の欄をご参照下さい。

（５）【投資制限】

投資運用会社は、サブ・ファンドのために、以下の投資を行うことはできません。

- (a) 投資運用会社が自ら当事者として、管理会社、または投資運用会社の取締役もしくは管理会社の取締役と取引すること。
- (b) 投資運用会社または管理会社またはサブ・ファンド以外の者の利益をもたらすことを目的として取引すること。
- (c) 当該取得の結果、投資運用会社または管理会社が運用する複数のミューチュアル・ファンド全部が保有する１つの会社の株式総数が当該会社の発行済株式総数の50%を超える場合に、当該会社の株式を取得すること。
- (d) 当該取得の結果、サブ・ファンドの保有する１つの会社の株式総数が当該会社の発行済株式総数の10%を超える場合に、当該会社の株式を取得すること。
- (e) 空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額を超える場合に、空売りをを行うこと。

投資運用会社は、当該取得の結果、サブ・ファンドに保有される取引所に上場されていないかまたは容易に換金できないような投資対象全部の総額が、当該取得直後に、純資産総額の15%を超える場合には、サブ・ファンドの勘定で取得された投資対象の価格付けの透明性を確保するのに必要な措置を取ります。

投資運用会社は、上記投資制限および以下で言及される借入制限の遵守について、関係する投資または借入れが行われた時点における直近の利用できる純資産総額に照らして監視します。

借入制限

管理会社は、サブ・ファンドのために、サブ・ファンドの純資産総額の10%に達するまで借入れを行うことができます。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンド証券への投資はリスクを伴います。ファンドに関連する主要なリスクは以下の通りです。

投資家は、ファンド証券の価値が上下する場合がありますことにつき留意すべきです。サブ・ファンドへの投資は大きなリスクを伴います。潜在的な損失を最小限に抑えるよう企図された戦略を実施することが管理会社の意図ですが、かかる戦略が実施されるという保証、または当該戦略が実施された場合はそれが成功するという保証はありません。ファンド証券の流通市場が形成される可能性は低く、従って、受益者は、買戻しという手段によってのみファンド証券の処分を行うことができます。投資家がサブ・ファンドへの投資の大部分または全部を喪失する可能性があります。その結果として、各投資家は、サブ・ファンドへの投資リスクを負うことができるか否かにつき慎重に考慮すべきです。以下のリスク要因についての記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

価格変動リスク

ある期間、特に短期において、サブ・ファンドの投資ポートフォリオが、元本成長により値上がり達成するという保証はありません。

投資予定者は、ファンド証券の価格が上下する場合がありますことにつき留意する必要があります。

持分証券

サブ・ファンドは、持分証券への投資を行います。持分証券への投資に付随するリスクには、市場価格の変動、特定の発行体に悪影響を及ぼす事由、ならびに持分証券が支払権につきその他の社債（例えば債務証券）に劣後するという事実が含まれます。

転換証券

サブ・ファンドは、転換証券への投資を行う場合があります。転換証券とは、特定期間内に、特定の価格または算式で、同一または別の発行体の一定口数の持分証券に転換するかまたはこれと交換することのできる債券、社債、約束手形、優先株式またはその他の証券をいいます。転換社債は、債券と株式の両方の性質を有します。サブ・ファンドが保有する転換証券につき償還が請求された場合、投資運用会社は、当該発行体による当該証券の償還を承認すること、または当該証券を裏付けとする持分証券に転換することを要求され、かかる持分投資が元本成長の投資目的に一致すると管理会社が判断する限り、当該持分証券を保有するものとします。

流通市場の不存在

ファンド証券の流通市場が形成される見込みはありません。従って、受益者は、買戻しという手段によってのみファンド証券の処分を行うことができます。買戻通知日から関係する買戻日までの期間においては、買戻通知を行う受益者のファンド証券の純資産総額が下落するリスクは、買戻しを請求する受益者が負います。

買戻しの効果の可能性

受益者がファンド証券につき相当の買戻しを行う場合、投資運用会社は、当該買戻しに必要となる資金に充てるために現金を調達する目的で、また、少額の資本金ベースを適切に反映する市場マーケット・ポジションを達成する目的で、望ましい条件よりも迅速に投資を清算する必要に迫られる可能性があります。

投資ポートフォリオの流動性

サブ・ファンドは、相対的に流動性を欠く証券への投資を行うことがあります。流動性は、投資運用会社の適時に投資対象を売却する能力に左右されます。相対的に流動性を欠く証券の市場は、より流動性の高い証券の市場よりもボラティリティを増大させる傾向があります。また、相対的に流動性を欠く証券への投資は、投資運用会社が、自らが望む価格および時期に投資対象を処分することが制限される場合があります。流動性不足のリスクはまた、証券が店頭市場で取引される場合にも生じます。かかる取引の規制された市場は存在せず、買呼値および売呼値は、かかる取引のディーラーによってのみ設定されます。

外国為替市場

サブ・ファンドは、香港ドル、米ドルまたは中国元の通貨建ての証券への投資を行います。しかしながら、サブ・ファンドは円建てです。サブ・ファンドの裏付けとなる保有資産の価値は、円相場ならびに様々な現地の市場および通貨における当該資産の価格変動によって変動します。従って、当該資産が表示されるその他の通貨と比べて円の価値が上昇した場合、現地市場における当該資産の価格につき、上昇に伴う効果を低減し、低下に伴う効果を増幅します。これに対して、円の価値が低下した場合、円建て以外の資産の価格につき、上昇に伴う効果を増幅し、低下に伴う効果を低減するという逆の効果を有します。

小型株

サブ・ファンドは、店頭市場で証券が取引される安定性の低い中小企業への多額の投資を行う場合があります。かかる「第二次」証券は、多くの場合、知名度の高い大手企業の証券よりもはるかに高いリスクを伴います。

政府、経済、社会等に関する検討事項

サブ・ファンドの基礎となる資産の純資産総額および流動性は為替レート、為替管理、金利、政府方針および税制の変更（中国関連企業への投資により生ずる、所得および収益に関連する税を含みます）、社会、政治および経済の不安定化または中国における、または中国に影響を与えるその他の出来事の影響を受けます。

市場変動の可能性

中国の株式市場は最近、著しい価格変動に見舞われており、こうした変動が将来起こらないという保証はありません。

企業の情報開示、会計および規制基準

一部の中国関連企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、企業に関する公開情報も多くありません。また中国関連企業に適用される会計基準は米国やヨーロッパの企業に適用される会計基準とは大きく異なります。

保管および取引相手先のリスク

中華人民共和国の法律は、現在、適格海外機関投資家に対する中国証券監督管理委員会による割当てを通じてA株式に対する海外の投資を規制しています。サブ・ファンドは適格海外投資家ではなく、そのため中華人民共和国外で設立された国際的な証券会社によって発行された債務証券またはデリバティブ取引による一つまたは複数の方法を通じてA株式に投資を行います。

すべてのサブ・ファンドの間接的なA株式の保有は当該海外適格機関投資家の名前で登録され、中華人民共和国内の副保管銀行の口座に保有されます。従って、かかる保有は、受託会社が直接保有するのと同様には保護されません。結果的に、サブ・ファンドは当該海外適格機関投資家および中華人民共和国内の副保管銀行の債務不履行および支払不能のリスクにさらされます。

(2) リスクの管理体制

投資運用会社のリスク管理チームは、同社の他のチームから独立しています。リスク管理チームは主に市場リスクおよび流動性リスクを監視する責任を負い、定期的には上級経営陣および投資チームに対し、リスクに関する情報を提供します。また、上記のファンドのリスク要因について監視する責任を負いません。

リスク管理チームは、バーラ・イージス・システム（Barra Aegis system）およびブルームバーグ・システム（Bloomberg system）を用いて毎月リスク・レポートを作成します。

通常、リスク管理チームは、単一発行体または取引額の制限、保有制限、金融派生商品の制限を設けています。

ファンドの投資ガイドラインおよび投資制限は、日々業務担当チームにより監視されています。

コンプライアンスおよびリスク管理委員会は、投資運用会社のリスク管理体制を監督します。上級経営陣が議長を務め、委員会のメンバーにはコンプライアンス部、リスク管理部、業務部、システム・サポート部が含まれます。市場リスクおよび流動性リスクのほか、業務リスクの問題点についても検討されます。

管理会社は、投資運用会社と密に連絡を取り、上記のリスクの現実化の可能性の程度等を常に正確に把握できるように努めます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

ファンド証券1口当りの発行価格に、発行価格の3%を超えない額の申込手数料

b. 日本における申込手数料

申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.150%（税抜3.00%、税0.15%）
1万口以上5万口未満	申込金額の2.625%（税抜2.50%、税0.125%）
5万口以上	申込金額の2.100%（税抜2.00%、税0.10%）

(2)【買戻し手数料】

該当ありません。

(3)【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドから、各評価日に計算される純資産総額に対し年率0.1%の割合で算出される額の管理報酬の支払いをうけます。この報酬は、各評価日に発生し、四半期毎に後払いで支払われます。

2011年9月末日に終了した会計年度中の管理報酬は5,465,860円でした。

受託報酬

受託会社は、各評価日時点の純資産総額に対し最高年率0.125%の割合により算出される額の報酬の支払いをうけます。この報酬は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。ただし、この報酬は、毎年最低でも20,000米ドル支払われます。さらに、受託会社は、通常の基準による評価手数料および取引手数料の支払いをうけます。加えて、受託会社は、ファンドの設定に関し、当初報酬として4,000米ドルを超えない額を取得します。当初報酬は、当初募集期間の終了後、直ちに支払われました。また、年間2,500米ドルを超えない額の固定額の登録代行報酬が比例計算により毎月後払いで支払われます。受託会社は登録名義代行会社として、ファンド証券販売・買戻しおよび分配の手続きに関する手数料の支払いを受ける権利を有します。これらの受託報酬は、サブ・ファンドの信託財産より支払われます。副保管会社の任命に関する費用・経費、当該副保管会社が負担する経費ならびに、受託会社および管理事務代行会社のすべての経費は、すべてサブ・ファンドが負担します。

2011年9月末日に終了した会計年度中の受託報酬は9,994,473円でした。

投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から各評価日において計算されかつ発生し、四半期毎に後払いされるサブ・ファンドの純資産総額の年率0.3%に相当する報酬を受領する権利を有します。また、投資運用会社は、各評価日に計算されかつ発生し、各暦四半期の最終評価日にサブ・ファンドの資産から後払いされる実績報酬（「実績報酬」）を受領する権利を有します。受益証券1口当たりの実績報酬は、ハイ・ウォーターマークを超える純資産価格（発生済み実績報酬（もしあれば）控除前）の増加額の10%に相当する金額となります。ハイ・ウォーターマークは、（ ）10,000円の当初発行価格、または（ ）各受益証券について支払い済みの分配額を調整した上で支払われる実績報酬に関する前四半期の最終評価日現在で最も高い純資産価格のいずれか高い方とします。

発行価格および買戻価格を決定する目的で、実績報酬は以下のとおり各評価日に計算され、かつ発生します。

受益証券1口当たりの実績報酬 = (発生済み実績報酬控除前の受益証券の純資産価格 - ハイ・ウォー

ターマーク) × 10%

四半期の最終評価日前に買戻された受益証券については、実績報酬(もしあれば)は直ちに支払われるものとします。

2011年9月末日に終了した会計年度中の実績報酬を含む投資運用報酬は16,397,585円でした。

代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドから、純資産総額に対し年率0.1%の割合で各評価日に算出される額の代行協会員報酬の支払いをうけます。代行協会員報酬は、各評価日に発生し、四半期毎に後払いで支払われます。代行協会員報酬は、サブ・ファンドの信託財産から支払われます。

2011年9月末日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は5,465,860円でした。

販売報酬

販売会社は、サブ・ファンドから、純資産総額に対し年率0.4%の割合で各評価日に算出される額の販売報酬の支払いをうけます。販売報酬は、各評価日に発生し、四半期毎に後払いで支払われます。販売報酬は、サブ・ファンドの信託財産から支払われます。

2011年9月末日に終了した会計年度中の販売報酬は21,863,454円でした。

(4) 【その他の手数料等】

創立費および募集費用

サブ・ファンドに係る創立費ならびに発行および募集に係る費用(合計11,697,114円)は、ファンド証券の発行手取金から支払われ、1年で償却されました。

運営費用

さらに、受託会社は、下記に掲げたものを含むサブ・ファンド自身の直接の運営費用をサブ・ファンドの信託財産から支払います。

- サブ・ファンドの資産および収益に課されるすべての公租公課
- サブ・ファンドの組入証券に関して取引上支払うべき通常の銀行取引手数料(かかる手数料は取得価額に含まれ、また売却価額からは差し引かれます。)
- 券面印刷費、信託証書およびサブ・ファンドに関するその他一切の書類(サブ・ファンドまたはファンド証券の募集に関し管轄権を有する当局(各国の証券業協会を含みます。)に提出すべきまたは日本の投資家に配布すべき有価証券届出書および目論見書を含みます。)を作成し、提出し、印刷する費用
- 上述の当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者および実質上の受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用
- 受益者および実質上の受益者に対する通知・公告の作成費用および交付費用
- 合理的な額の弁護士費用、監査費用および会計士費用
- サブ・ファンドのマーケティング費用(広告費用を含みます。)

2011年9月末日に終了した会計年度中のその他の費用は15,971,877円でした。

(5) 【課税上の取扱い】

() 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます（平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限り、）との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となります。）。この場合支払調書は提出されません。

(3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます(平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

(4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

() ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、既存の法律に基づき、ファンド、サブ・ファンドまたはその受益者に対して所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課します。ケイマン諸島は、どの国ともファンドについての支払いに適用される二重課税条約の当事国ではありません。本書提出日現在、ケイマン諸島には為替管理は存在しません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

(2012年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	香港	1,327,036,232	79.49
債券	米国	127,733,463	7.65
小計		1,454,769,695	87.15
現金・その他の資産(負債控除後)		214,594,577	12.85
総計(純資産総額)		1,669,364,272	100.00

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

() 株式

(2012年1月末日現在)

	銘柄	国	業種	株数 (株)	帳簿価額(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	INDUSTRIAL AND COMM BANK OF CHINA H SHS	香港	銀行	2,500,000	66.60	166,489,667	53.46	133,641,406	8.01
2	CHINA CONSTRUCTION BANK H SHS	香港	銀行	1,546,160	73.18	113,150,210	61.14	94,525,119	5.66
3	HUTCHISON WHAMPOA LTD	香港	複合企 業	130,000	981.73	127,625,191	726.04	94,385,781	5.65
4	CHINA TELECOM CORP LTD H SHS	香港	情報・ 通信	1,850,000	48.15	89,077,817	42.92	79,407,115	4.76
5	CHINA MOBILE LTD	香港	情報・ 通信	91,000	821.69	74,774,015	780.68	71,042,098	4.26
6	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	香港	銀行	350,000	256.53	89,785,863	201.82	70,635,513	4.23
7	HOPEWELL HIGHWAY INFRASTRUCTURE LTD	香港	公共事 業	1,547,500	71.31	110,345,519	41.84	64,747,169	3.88
8	CHINA PACIFIC INSURANCE GR CO LTD H SHS	香港	保険	250,000	334.16	83,540,839	253.99	63,498,127	3.80
9	JIANGXI COPPER COMPANY LTD 'H' SHARES	香港	非鉄金 属	300,000	263.79	79,136,578	194.33	58,300,140	3.49
10	HONG KONG EXCHANGES AND CLEARING LTD	香港	その他 金融	38,000	1,968.42	74,799,817	1,325.09	50,353,522	3.02
11	CNOOC LTD	香港	石油・ 石炭	310,000	196.17	60,813,422	156.92	48,646,456	2.91
12	CHINA COAL ENERGY CO H SHS	香港	石油・ 石炭	500,000	132.94	66,472,124	95.89	47,943,547	2.87
13	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD H SHS	香港	保険	200,000	381.94	76,388,696	224.95	44,990,145	2.70
14	PING AN INSURANCE (GRP) CO OF CHINA 'H'	香港	保険	72,000	818.30	58,917,720	604.46	43,521,321	2.61
15	BANK OF CHINA LTD H SHS	香港	銀行	1,200,000	45.95	55,139,041	32.78	39,339,304	2.36
16	CHINA MENGNIU DAIRY CO LTD	香港	食料品	190,000	264.04	50,167,657	204.28	38,812,615	2.32
17	PETROCHINA CO LTD H SHS	香港	石油・ 石炭	300,000	112.76	33,828,396	111.64	33,491,570	2.01
18	CHINA RESOURCES LAND LTD	香港	不動産	232,000	138.23	32,069,337	134.87	31,290,302	1.87
19	WASION GR HLDGS LTD	香港	電気機 器	870,000	23.56	20,494,371	30.72	26,722,374	1.60
20	TEXWINCA HOLDINGS LTD	香港	繊維製 品	300,000	91.59	27,476,109	83.78	25,133,445	1.51
21	AIR CHINA LTD H SHS	香港	空運業	400,000	82.27	32,906,167	60.94	24,375,405	1.46

	銘柄	国	業種	株数 (株)	帳簿価額(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
22	CHINA COMMUNICATION SVS CORP LTD H SHS	香港	情報・ 通信	715,200	35.84	25,632,314	34.06	24,361,544	1.46
23	ZHAOJIN MINING INDUSTRY CO LTD H SHS	香港	鉱業	150,000	162.57	24,385,921	137.04	20,555,673	1.23
24	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	香港	電力	700,000	40.33	28,228,920	26.29	18,399,690	1.10
25	CITIC PACIFIC LTD	香港	鉄鋼	120,000	147.62	17,714,405	146.29	17,555,017	1.05
26	GOME ELECTRICAL APPLIANCES HLDGS LTD	香港	小売	600,000	34.22	20,532,403	18.21	10,927,585	0.65
27	ZTE CORP H SHS	香港	情報・ 通信	50,000	197.69	9,884,640	207.72	10,386,128	0.62
28	PICC PROPERTY & CASUALTY CO LTD H SHS	香港	保険	100,000	119.02	11,902,308	100.61	10,061,254	0.60
29	CHINA CITIC BANK H SHS	香港	銀行	200,000	43.38	8,675,667	48.73	9,746,224	0.58

(注) 帳簿価額は取得時における円換算レートを使用しています。

() 債券

(2012年1月末日現在)

	銘柄	国	種類	利率 (%)	償還日	額面金額 (米ドル)	帳簿価額(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
							単価	合計	単価	合計	
1	ROAD KING INFRASTRUCTURE 9.5% 21SEP2015	米国	債券	9.50	2015/9/21	2,000,000	84.68	169,363,236	63.87	127,733,463	7.65

(注) 帳簿価額は取得時における円換算レートを使用しています。

【投資不動産物件】

該当事項ありません(2012年1月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません(2012年1月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2011年2月より2012年1月までの各月末ならびに各会計年度末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）	純資産価格（円）
第一会計年度末 (2006年9月末日)	1,362,772,207	11,434
第二会計年度末 (2007年9月末日)	2,867,803,545	21,581
第三会計年度末 (2008年9月末日)	5,621,328,690	10,037
第四会計年度末 (2009年9月末日)	11,408,484,008	7,719
第五会計年度末 (2010年9月末日)	9,695,777,405	6,312
第六会計年度末 (2011年9月末日)	1,761,182,729	3,350
2011年2月末日	5,675,920,393	5,425
3月末日	5,516,528,502	5,527
4月末日	5,238,263,770	5,461
5月末日	4,602,398,199	5,243
6月末日	3,785,658,520	4,936
7月末日	3,344,707,205	4,720
8月末日	2,366,508,947	4,203
9月末日	1,761,182,729	3,350
10月末日	1,886,240,222	3,823
11月末日	1,633,403,651	3,608
12月末日	1,562,726,122	3,607
2012年1月末日	1,669,364,272	3,918

(注) 純資産総額および純資産価格は、募集目論見書に従って計算されており、管理報酬、受託者報酬およびその他の運営費用がその発生時に費やされるものとして作成された財務書類において表示されている数値と異なります。

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移



【分配の推移】

下記各会計年度および各月に支払った一口当り分配金は以下の通りです。

	一口当り分配金（円）
第一会計年度 （2005年7月29日～ 2006年9月末日）	330
第二会計年度 （2006年10月1日～ 2007年9月末日）	580
第三会計年度 （2007年10月1日～ 2008年9月末日）	6,150
第四会計年度 （2008年10月1日～ 2009年9月末日）	1,800
第五会計年度 （2009年10月1日～ 2010年9月末日）	1,800
第六会計年度 （2010年10月1日～ 2011年9月末日）	860
2011年2月15日	80
2011年3月14日	80
2011年4月13日	80
2011年5月13日	80
2011年6月14日	80
2011年7月13日	80
2011年8月12日	30
2011年9月16日	30
2011年10月13日	30
2011年11月14日	30
2011年12月14日	30
2012年1月12日	30

【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第一会計年度 2005年7月29日から2006年9月末日まで	17.64%
第二会計年度 2006年10月1日から2007年9月末日まで	93.82%
第三会計年度 2007年10月1日から2008年9月末日まで	- 24.99%
第四会計年度 2008年10月1日から2009年9月末日まで	- 5.16%
第五会計年度 2009年10月1日から2010年9月末日まで	5.09%
第六会計年度 2010年10月1日から2011年9月末日まで	- 33.30%

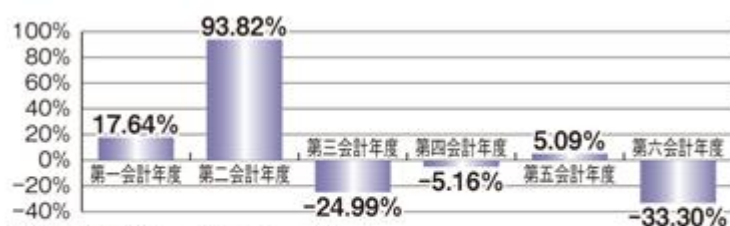
(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度最終日の純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格(分配落の額)

ただし、第一会計年度の場合は、当初発行価格(10,000円)

収益率の推移



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度最終日の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(第一会計年度の場合、当初発行価格(10,000円))

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次の通りです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	225,078 (225,078)	105,888 (105,888)	119,190 (119,190)
第二会計年度	116,110 (116,110)	102,415 (102,415)	132,885 (132,885)
第三会計年度	503,091 (503,091)	75,900 (75,900)	560,076 (560,076)
第四会計年度	1,192,943 (1,192,943)	274,955 (274,955)	1,478,064 (1,478,064)
第五会計年度	855,626 (855,626)	797,658 (797,658)	1,536,032 (1,536,032)
第六会計年度	44,546 (44,546)	1,054,780 (1,054,780)	525,798 (525,798)

(注1) 第一会計年度の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

(注2) () の内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（ ）海外における申込み（販売）

受益証券申込者および追加受益証券を申込み受益者は、関係取引日の香港時間午後3時30分までに管理事務代行会社によって受領されるように、完成した申込書を送付しなければならず、募集金額は関係取引日の香港時間午後3時30分または管理会社が特別な場合に決定するその他の時間までにサブ・ファンドの口座に決済済み資金で送金されていなければなりません。それがなされなかった場合には、申込みは申込書が受領された日の翌取引日に処理されることになり、申込金額および受益証券は当該取引日の申込金額で発行されます。申込書はファクシミリで管理事務代行会社に送付されます。ただし、原本が直ちに管理事務代行会社に対して送付されなければなりません。管理会社、受託会社および管理事務代行会社のいずれもファクシミリによって送られた申込書が管理事務代行会社によって受領されない結果生じた損失に対して責任を負いません。

日本に居住する投資者によって行われた全ての受益証券への申込みは、日本の販売会社を通じて行われなければなりません。

募集金額は当該申込者名義の銀行口座からのみ支払われます。第三者名義の銀行口座から支払われた募集金額は受領されません。

管理会社は、申込の全部もしくは一部を拒絶または受け付けるか否かの裁量を有します。受け付けられた購入申込に関して支払われた申込金額は、ファンド証券に投資されるまでは利益を生じません。拒絶された購入申込に関して受領された金額は、利息を付さず、適用ある銀行の手数料を差し引き、関係書類と共に各投資者の危険負担において返還されます。

ファンド証券の種類は、1種類のみです。各投資者は、10口以上1口単位で申し込むことができます。

ファンド証券の券面は発行されず管理会社は登録方式によってのみ受益証券を発行します。

サブ・ファンドは、当初募集期間の終了後の各追加発行日において、当該追加発行日の直前の評価日時点のファンド証券の純資産価格で、ファンド証券を追加発行することができます。

（ ）日本における申込み（販売）

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7)申込期間に記載される期間中、毎暦月の最終評価日に第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。販売の単位は、10口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、各申込締切日におけるファンド証券1口当りの純資産価格です。日本における約定日は純資産価格の計算がなされた後、販売取扱会社が適用される純資産価格および当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとしてします。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産総額が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

2【買戻し手続等】

（ ）海外における買戻し

管理会社または受託会社の選択によってファンド証券を買戻すことはできません。ただし、各受益者（原則として販売会社）は、サブ・ファンドによるファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻しは、ファンド営業日または管理会社が受託会社との協議の上、随時決定するその他の日（以下「買戻日」といいます。）に実施されます。

ファンド証券の買戻価格は、関連する買戻日における受益証券の純資産価格とします。買戻手数料は、かかりません。

買戻日にファンド証券の買戻しを実施するためには、受益者が適法に作成し署名した買戻請求書(ファクシミリで送信する場合には、その後、原本を送付することを要します。)が、関連する買戻日のファンド営業日の午後3時30分(香港時間)までに管理事務代行会社により受領されていることを要します。買戻請求書がファクシミリで送信された場合において、それが管理事務代行会社に到達しなかったとしても、管理会社、受託会社および管理事務代行会社はいずれも、その不到達の結果生じたいかなる損害についても責任を負いません。買戻請求書には、受益証券口数を記載することを要し、ファンド証券は、下記の規定に基づき、サブ・ファンドによって適用ある買戻日の純資産価格で買戻されます。

買戻金額は、当該受益者の口座宛てに円で電信送金することにより支払うものとします。

買戻しを請求した受益者に対する買戻金額の支払いは、(a) ファックスによる指示後、受益者により適法に署名された買戻請求書の原本を管理事務代行会社が受領し、かつ(b) 受益者の署名の真正が管理事務代行会社により確認された時点で行われます。

買戻金額を受益者以外の第三者に対し支払うことは行われません。

サブ・ファンドの純資産総額の算定が停止されている期間中は、受益証券の買戻しは実施されません。

() 日本における買戻し

日本における買戻し請求は、各取引日において、販売会社に対して直接、または販売取扱会社を通じて行われ、受益者は買戻日の午後2時までに販売会社に対して買戻請求を行った場合には、当該買戻日に対する請求として取り扱われます。買戻しは1口単位とします。日本における買戻しの約定日は、適用される買戻価格が決定した後、適用される買戻価格および当該注文の成立を管理会社からの通知により販売会社が確認した日であり、日本の受益者と販売会社との買戻代金および確認書受渡日は、約定日から起算して日本における4営業日目です。買戻代金は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款の定めるところにしたがって販売会社を通じて円貨で支払われるものとします。受益証券の買戻価格、買戻請求書の記載事項、買戻請求が拒絶される場合があること、純資産総額の算定が停止されている期間中は買戻しが実施されないことなどは、上記「() 海外における買戻し」において記載されるところと同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() ファンドの資産

各サブ・ファンドの純資産総額は、受託会社により、管理会社と協議の上、信託証書の規定に従い、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点において決定されます。純資産総額の決定は、受託会社により香港において一般に認められる会計基準に従って行われます。受託会社は、各サブ・ファンドの純資産の価値につき、当該サブ・ファンドの資産の価値から当該サブ・ファンドの負債の価値を控除して決定します。サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドのファンド証券の特定のクラスに帰属する資産および負債を、当該サブ・ファンドのファンド証券のその他のクラスのファンド証券の保有者ではなく、当該ファンド証券の保有者のみが実質的に負担することを確保できるよう、受託会社が決定する合理的な配分方法に基づき、当該サブ・ファンドのファンド証券の異なるクラス間で配分されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券の各クラスに帰属する当該サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドの各評価時点に、受託会社が決定する支配的な為替レートで当該外国通貨に換算されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する(当該外国通貨に換算された)当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済ファンド証券口数で除して計算されます。当該サブ・ファンドと同一通貨建てのサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

関係するサブ・ファンドに関して別途明示的に記載される場合を除き、各サブ・ファンドの資産価値は、とりわけ、以下の規定に従い決定されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、要求払約束手形、売掛金、前払費用、宣言済または発生済で未受領の配当金および利息の価値は、その額面額であるものとみなされます。ただし、管理会社が、受託会社の同意を得た上で、当該預金、為替手形、要求払約束手形または売掛金がその額面額に満たないと判断した場合はこの限りではなく、かかる場合、その価値は、管理会社が合理的とみなす価値であるものとみなされます。
- (b) 下記の(c)項、(d)項および(e)項の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において時価を付けられ、上場され、取引され、または取扱われている投資対象の価値に基づくすべての計算は、当該サブ・ファンドの関係する評価時点またはかかる評価時点の直前における主要取引所での当該投資対象の最終取引価格を参照して(または売買が行われなかった場合は、直近の買呼値と売呼値の仲値で)行われます。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の相場を形成する者、会社または機関(また、かかるマーケットメーカーが一以上存在する場合は、管理会社が受託会社の承認を得た上で指定する特定のマーケットメーカー)が値付けした投資対象の価値に基づくすべての計算は、当該サブ・ファンドの関係する評価時点またはかかる評価時点の直前にかかる者により値付けされた当該投資対象の直近買呼値と売呼値の仲値を参照して行われます。ただし、主要取引所以外の取引所において支配的な価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供すると管理会社が受託会社と協議の上で判断した場合は、当該価格を採用することができます。
- (c) 買呼値および売呼値または建値が上記(b)項に記載するとおり利用可能でない場合、関係する資産の価値は、管理会社が決定する方法で随時決定されます。
- (d) 時価を付けられ、上場され、取引され、または市場取引されている価格を確認する目的上、受託会社は、当該サブ・ファンドの投資対象の評価に関して、機械化され、かつ/または電子的な評価配信システムを利用し、かつこれに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(b)項における最終取引価格であるものとみなされます。
- (e) 上記にかかわらず、管理会社が、関係する状況を考慮した上で、当該調整またはその他の当該評価方法の利用が関係する投資対象の公正価値を反映するために必要であると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、投資対象の価値を調整するか、またはその他の評価方法の利用を許可することができます。
- (f) 上記(c)、(d)および(e)の制限に従い、サブ・ファンドと同じ日に評価されるマネージド・ファンド(ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド法人、または類似のオープン・エンド型投資法人またはその他の類似のオープン・エンド型投資ビークルをいいます。)の利益の評価は、同日に計算されるかかるマネージド・ファンドの受益権、投資口またはその他の利益当りの純資産価格か、または管理会社がそのように判断した場合またはかかるマネージド・ファンドがシリーズ・トラストと同じ日に評価されない場合には、直近に通知されたかかるマネージド・ファンドの受益権、投資口またはその他の利益当りの純資産価格(利用できるものがある場合)、または、利用できるこのような価格がない場合には、直近に通知されたかかる受益権、投資口またはその他の利益当りの償還価格または買付価格によるものとします。
- (g) 外国通貨建ての価値(証券または現金のいずれかの価値であるかを問いません。)は、受託会社が、必要とみなされる場合は管理会社と協議の上、その絶対的裁量で、とりわけ、受託会社があると考えられるプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で状況に応じ適切とみなすレート(公式レート等であるかを問いません。)で、当該サブ・ファンドの表示通貨に換算されます。

サブ・ファンドの当該時点における現金およびその他の資産の価格ならびにサブ・ファンドの純資産総額の全ての決定は悪意ない限りサブ・ファンドの全ての受益者にとって最終的なものであり、評価の誤りが受託会社の提供した情報によるものでない限り、受託会社は悪意ない限り第三者により提供された評価に依拠することについて完全に免責されます。

() 資産の算定の停止

管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1か月を超えない期間、サブ・ファンドの純資産総額(および純資産価格)の決定を停止することができ、かつ受託会社の要請がある場合には停止します。管理会社または受託会社がサブ・ファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が(通常の休日以外で)営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合、
- (b) ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合、
- (c) ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合、または
- (d) 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合、

当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。純資産総額の計算が停止している期間は、受益証券の発行、買戻しおよび名義書換は一切行われません。

(2) 【保管】

日本の投資家に販売されるファンド証券の券面は、販売会社において販売会社の名義で保管されます。ただし、一定の限定された条件を理由として日本の投資家が受益証券を自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。管理会社は、受益者名簿に登録された者以外の者をファンドの受益者として取り扱う必要はありません。

(3) 【信託期間】

() 存続期間

サブ・ファンドは、下記の場合に解散されます。

- (a) 受託会社と管理会社が合意した場合、
 - (b) 受益者集会において決議された場合、
 - (c) 信託証書締結日から開始する150年の期間の満了が経過した場合、
 - (d) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社の代わりとして受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合、
 - (e) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、または管理会社が、受託会社より解任される場合で、受託会社が、かかる通知が出された後または受託会社による解任後60日以内に、管理会社の代わりとして管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合、
- また、信託証書に規定された事由により解散されるか、管理会社と受託会社がサブ・ファンドの存続を決定しない限り、サブ・ファンドは以下の事由の発生により解散します。
- (f) サブ・ファンドの純資産総額が5億円以下になり、管理会社がサブ・ファンドを終了する旨をサブ・ファンドの受益者に3か月前に書面で通知することを決定した場合、

() 強制償還

管理会社は、受託会社と協議の上、() 当該受益者が継続してファンド証券を保有すれば、ファンドもしくは受益者が関係する法律または規制に違反することになる、あるいは関係する法律または規制を遵守しなければならなくなると管理会社が判断した場合、または当該受益者がファンド証券を保有することから、もしくはそれに関連して、ファンドまたは受益者に対して訴訟が提起される、またはそのおそれがある場合、予告なくいつでも、() 少なくとも10日前の書面による通知をもって、他の理由のために管理会社の裁量でいつでも、受益者のファンド証券の全部もしくは一部を強制的に償還す

ることができます。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、毎年９月末日に終了する一年間です。

（５）【その他】

管理会社および受託会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、本信託証券の条項を、本信託証券に補足証券を付する方法で、改正、変更または追加することができます。ただし、かかる改正、変更または追加は、適法に招集され開催された受益者総会の特別決議による承認がない限り効力を生じません。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券の名義人としてファンドの受益者登録簿に登録されていなければなりません。従って、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の実質上の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら直接に管理会社に対し受益権を行使することができません。これらの日本の実質上の受益者は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款に基づき販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりであります。

（ ）分配請求権

各受益者は、管理会社の決定した額の分配金をその保有する受益証券の口数に応じて管理会社に請求する権利を有します。

（ ）買戻請求権

各受益者は、上記「第２ 管理及び運営、２ 買戻し手続等」の規定に従ってファンドまたは販売会社に対し買戻しを請求することができます。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は、管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社、受託会社、管理事務代行会社に対し、本信託証券に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

なお受益者の管理会社その他の関係者に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に消滅します。

（ ）受益者総会での議決権

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券の純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとします。

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとします。

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名とな

ります。

いずれの集会においても、総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券の純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとします。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の買戻し代金等の送金に関して、ケイマンにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、ケイマン諸島および日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されています。

なお日本国財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する代理人は、
弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

であります。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . 本書記載のFC Tトラスト 海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（以下「ファンド」といいます。）の2011年9月30日終了年度および2010年9月30日終了年度の邦文の財務諸表（以下「邦文の財務諸表」といいます。）は、香港財務報告基準に準拠して作成された原文の財務諸表を管理会社が翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第129条第5項ただし書の適用によるものです。
- b . 本書記載の2011年9月30日終了年度および2010年9月30日終了年度の財務諸表は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。

(1) 【貸借対照表】

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財政状態計算書

2011年9月30日現在

	注記	2011年 日本円	2010年 日本円
資産			
流動資産			
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	3 (b), 5	1,729,086,970	7,671,335,804
未収受取配当及び利息		4,838,345	12,695,931
未収買付代金		-	21,195,369
前払金		-	30,081
証拠金取引勘定		-	779,656,131
銀行預金		58,488,923	1,572,723,159
資産合計		1,792,414,238	10,057,636,475
負債			
流動負債			
ブローカーに対する債務		-	69,222,448
その他未払金	6	17,052,811	33,443,799
未払買戻代金		24,186,849	275,902,528
未払分配金		15,773,940	122,882,560
負債合計		57,013,600	501,451,335
資本			
受益者に帰属する純資産総額		1,735,400,638	9,556,185,140

受託会社

管理会社

添付の注記は本財務諸表と一体不可分である。

(2) 【損益計算書】

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

包括利益計算書

2011年9月30日終了年度

	注記	2011年 日本円	2010年 日本円
収益			
受取利息		21,930,685	396,844
受取配当		109,924,645	207,367,652
損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債に係る純(損失)/利益	5	(1,527,094,337)	664,053,624
外国為替純損失		(75,810,547)	(164,802,597)
純(損失)/利益合計		<u>(1,471,049,554)</u>	<u>707,015,523</u>
費用			
管理報酬	9(a)	21,863,445	46,975,224
受託報酬	9(c)()	6,832,328	14,679,753
評価、取引及び管理事務代行手数料	9(c)()	1,716,476	2,047,233
保管及び銀行手数料	9(c)()	1,445,669	2,669,052
販売会社報酬	9(d)	21,863,454	46,975,234
代行協会員報酬	9(e)	5,465,860	11,743,801
印刷及び広告費用		5,715,900	5,715,900
監査報酬		3,451,608	3,777,489
弁護士及び専門家報酬		4,514,319	2,156,927
その他の営業費用		2,290,050	3,853,058
営業費用合計		<u>75,159,109</u>	<u>140,593,671</u>
税引前(損失)/利益		<u>(1,546,208,663)</u>	<u>566,421,852</u>
外国源泉税	8	(5,769,781)	(8,977,610)
包括(損失)/利益合計		<u>(1,551,978,444)</u>	<u>557,444,242</u>

添付の注記は本財務諸表と一体不可分である。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

受益者に帰属する純資産変動計算書

2011年9月30日終了年度

	注記	2011年 日本円	2010年 日本円
受益者に帰属する純資産総額の期首残高		9,556,185,140	11,177,382,463
受益証券発行にかかる受取金	7	261,107,119	6,243,143,219
受益証券買戻にかかる支払金	7	(5,709,896,627)	(5,477,163,574)
受益証券取引にかかる純増減		(5,448,789,508)	765,979,645
受益者への分配金	10	(820,016,550)	(2,944,621,210)
包括（損失） / 利益合計		(1,551,978,444)	557,444,242
受益者に帰属する純資産総額の期末残高		1,735,400,638	9,556,185,140

添付の注記は本財務諸表と一体不可分である。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

キャッシュフロー計算書

2011年9月30日終了年度

	2011年 日本円	2010年 日本円
営業活動によるキャッシュフロー		
受取配当	117,946,872	199,267,787
受取利息	21,766,044	-
金融資産及び金融負債の売却代金	26,091,279,664	48,313,004,590
金融資産購入代金及び金融負債決済代金	(21,745,347,615)	(46,974,403,005)
証拠金勘定変動額	779,656,131	(342,448,076)
管理報酬	(29,558,881)	(48,688,226)
受託報酬	(7,674,966)	(14,900,668)
評価、取引及び管理事務代行手数料	(1,877,340)	(2,110,038)
保管手数料及び銀行手数料	(1,445,669)	(2,669,052)
販売報酬及び代行協会員報酬	(36,948,600)	(60,860,298)
印刷及び広告宣伝費用	(3,588,900)	(4,148,550)
弁護士及び専門家報酬	(4,455,137)	(2,051,296)
監査報酬	(3,710,554)	(4,042,810)
その他営業費用	(2,259,969)	(3,855,721)
源泉徴収税	(5,769,781)	(8,977,610)
営業活動による純資金流入額	5,168,011,299	1,043,117,027
財務活動によるキャッシュフロー		
受益証券発行にかかる受取金	282,302,488	6,575,799,647
受益証券買戻にかかる支払金	(5,961,612,306)	(5,336,402,268)
受益者への支払分配金	(927,125,170)	(3,043,448,250)
財務活動による純資金流出額	(6,606,434,988)	(1,804,050,871)
現金及び現金同等物の純減	(1,438,423,689)	(760,933,844)
現金及び現金同等物の期首残高	1,572,723,159	2,498,459,600
為替レートの変動に伴う影響	(75,810,547)	(164,802,597)
現金及び現金同等物の期末残高	58,488,923	1,572,723,159
現金及び現金同等物の残高分析:		
銀行預金	58,488,923	1,572,723,159

添付の注記は本財務諸表と一体不可分である。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記**1 一般情報**

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(以下「本ファンド」という)は、2005年7月29日付信託証書および2005年7月29日付補遺信託証書(以下「本信託証書」という)に準拠するオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラスト、FC Tトラストのサブファンドである。本ファンドはケイマン諸島の法律に基づいて設立されたものであるが、香港証券先物委員会から認可を受けていないため、香港では一般の投資家に販売してはならない。

本ファンドの投資目的は、中国関連会社が発行する株式および株式関連証券を含む証券への分散投資を通じて、投資家に円建てでの安定した収益を提供することである。本目的を達成するため、海通国際資産管理有限公司(以下「投資運用会社」という)は、優秀な経営陣、中国経済の選択された成長分野における事業の良好な収益、株主価値の重視および優れた企業統治などの様々な要因を考慮して、定期的な配当の支払いをもたらすと予測される中国関連会社に投資することによって、魅力的な配当利回りを持った投資ポートフォリオを構築する。第2の投資目標として、本ファンドは中国関連会社が発行する有価証券への投資によって、中長期的な元本の値上がりも追求する。

2011年9月30日現在、FC Tトラストのシリーズトラストには、海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド、海通 アイザワ 中国ナンバーワンファンドおよび海通 中国国策ファンドという3つのサブファンドがある。

2 重要な会計方針の要約

本財務諸表の作成に採用した主な会計方針を以下に記載する。これらの会計方針は、別段の記載がある場合を除き、該当する期間を通して常に適用されている。

(a) 作成基準

本ファンドの財務諸表は、香港公認会計士協会(以下、「HKICPA」という)が公表した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という)に準拠して作成されている。本財務諸表は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債(金融派生商品を含む)の再評価によって修正された取得原価主義に基づいて作成されている。

HKFRSに準拠した財務諸表を作成するため、いくつかの重要な会計上の見積もりを用いる必要がある。さらに受託会社および管理会社(以下「管理者」という)は、本ファンドの会計方針を適用する過程において、判断を行う必要がある。高度な判断もしくは複雑性を伴う領域、または仮定や見積りが財務諸表にとって重要な分野については、注記4で開示する。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記**2 重要な会計方針の要約（続き）****(a) 作成基準（続き）****本ファンドに関係するが、まだ効力が発生しておらず、かつ本ファンドが早期適用していない新しい会計基準および会計基準の改正**

H K F R S 9号「金融商品」は、2015年1月1日以降に開始する会計年度から効力を発し、複合証券を含む金融資産および金融負債を分類し測定する方法を明示する。同基準は、金融資産の分類および測定に関するH K A S 39号の基準を改善し単純化したものである。また、金融負債の分類および測定に関するH K A S 39号の要件はほとんど変更されなかった。同基準は、金融資産の分類において一貫したアプローチを適用し、H K A S 39号の基準においては金融資産に関して各々異なる分類基準となっていたが、その金融資産の多くのカテゴリーに置き換わるものとなる。本ファンドは、金融資産および金融負債（長期および短期）を、損益を通じて公正価値で測定するものとして今後も分類する方針であり、したがって、同基準が本ファンドの財政状態および財務実績に重大な影響を及ぼすことはないと予想される。

H K F R S 13号「公正価値の測定」は、2013年1月1日以降に開始する会計年度から効力を発する。同基準は、H K F R Sにおいて使用する公正価値の適切な定義、公正価値測定の一貫性の向上および複雑さの軽減を目的とする。同基準は時価会計適用への拡大を要求するものではないが、既にH K F R Sの他の基準によって時価会計適用を求められているかあるいは許可されている場合には、適用方法について指針を提供する。公正価値で測定された資産または負債に買呼値および売呼値がある場合、同基準は、買呼値と売呼値の範囲内で公正価値として最も代表的な価格に基づいた評価を行うことを要求しており、市場の仲値、あるいは、その他の値付けの慣習を適用することを認めている。その他の値付けの慣習とは、買呼値と売呼値の範囲内において公正価値を測定するため、実用的な手段として市場参加者が使用しているものを指す。同基準を適用するにあたり、本ファンドは、受益証券の買入および買戻時における受益証券一口当たりの取引価値の計算についてファンド募集目論見書に記載された入力値と矛盾することがないように、上場金融資産および金融負債の評価額の入力値を市場の最終取引価格に変更することとなる。最終取引価格の適用は、業界における標準的な値付けの慣習として認められている。しかしながら、同基準が本ファンドの財務諸表に重大な影響を及ぼすことはないと予想される。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記**2 重要な会計方針の要約（続き）****(b) 外貨換算****（ ）機能通貨および表示通貨**

本ファンドの財務諸表に含まれる項目は、本ファンドが機能する主な経済環境の通貨を用いて計算されている（以下「機能通貨」という）。財務諸表は、本ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円で表示されている。

（ ）取引および残高

外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算されている。

外貨換算に伴う外国為替差損益は包括利益計算書に含まれている。

現金及び現金同等物に関連した外国為替差損益は包括利益計算書の「外国為替純差益 / （損失）」の項目に表示されている。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債に関連した外国為替差損益は、包括利益計算書の「損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債に係る純利益 / （損失）」の項目に表示されている。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記**2 重要な会計方針の要約(続き)****(c) 損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債**

株式、債券およびそれに関連する金融派生商品への投資は、すべて「損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債」に分類される。主に短期的な転売または買戻を目的として取得または引受けた場合、あるいは管理者がそのように指定した場合、投資有価証券はこのカテゴリーに分類される。本ファンドはいかなる金融派生商品もヘッジ取引関係におけるヘッジとして指定していないため、金融派生商品も売買目的で保有する資産の項目に分類されている。

投資有価証券の売買は、本ファンドが投資有価証券の売買を約定した取引日に認識される。投資有価証券は当初、支出された取引費用を控除した公正価値で認識され、その後公正価値で再評価される。投資有価証券の実現損益および未実現損益は、発生した会計期間に包括利益計算書で認識される。投資有価証券は、当該投資有価証券からキャッシュフローを受け取る権利が失効した時点、または本ファンドが所有権に伴うすべてのリスクとリターンのほぼ全額を譲渡した時点で、認識が中止される。

取引所に上場されている、あるいは取引所で売買される投資有価証券の時価は、ロング・ポジションに関しては買呼値、ショート・ポジションに関しては売呼値で評価される。証券取引所に上場されていない投資有価証券は、ブローカーの呼値を用いて評価される。

(d) 金融派生商品

金融派生商品はデリバティブ取引の約定日の公正価値で評価され、その後はそれぞれの公正価値で再評価される。公正価値は、活発な取引が行われている市場での時価および妥当な場合には評価手法から入手する。すべての金融派生商品は、公正価値がプラスの場合には資産、公正価値がマイナスの場合には負債として計上される。当初の認識時における金融派生商品の公正価値を示す最善の証拠は取引価格である。金融派生商品のその後の公正価値の変動は、遅滞なく包括利益計算書で認識される。金融派生商品は損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債に含まれている。

(e) 収益および費用

受取配当は配当落ち日に認識され、それに対応する外国源泉税は費用として計上されている。

受取利息は、実効金利法を用いて期間按分で認識されている。

その他の収益は発生主義で計上されている。費用は発生主義で計上されている。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記**2 重要な会計方針の要約(続き)****(f) ブローカーに対する債権および債務**

ブローカーに対する債権および債務とは、それぞれ、決算日の時点で既に約定しているものの、決済もしくは受渡しが未了の売却有価証券に関する未収金および買付有価証券に関する未払金を示している。

(g) 金融商品の相殺

法的な強制力によって金融資産および金融負債の認識額を相殺する場合のほか、純額で決済する意図がある場合、または資産を換金すると同時に負債を決済する場合には、金融資産および金融負債は相殺され、財政状態計算書には純額で計上される。

(h) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の中には、当初の満期が3ヵ月以下の銀行預金および当座借越が含まれている。ブローカーへの預入金と当座借越、ならびに預託された証拠金は、現金及び現金同等物から除外されている。

(i) 受益者に支払われる分配金

受益者に提示される分配金案は、適切に承認された時点で、受益者に帰属する純資産変動計算書で認識されている。これらの受益証券に関する分配金は、受益者に帰属する純資産変動計算書において分配金として認識されている。

(j) 受益証券

本ファンドは買戻可能受益証券を発行する。これは、受益者の選択によって買戻請求され、「資本」に分類される。

受益証券の発行および受益者の選択による買戻しは、発行時または買戻時における本ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格を基にした価格で行われている。本ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格は受益者に帰属する純資産総額(最終取引価格)を発行済み受益証券の総数で除すことによって計算されている。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記**3 財務リスク管理****(a) 金融商品の使用戦略**

本ファンドの目的は、中国関連の会社が発行する、株式および株式関連証券を含む有価証券への分散投資を通じて、投資家に円建ての安定した収益の分配を提供することである。

本ファンドは、目論見書に記載されているリスクを分散し緩和させることを目的とした投資方針に従って運用されている。本ファンドの投資運用会社は本ファンドに適用されるリスク評価とモニタリング・プロセスを実施する。投資収益を求めてリスクを管理することは本ファンドの運用業務の中核をなしているため、本ファンドはリスクをすべて除去することを目指してはいない。当ファンドは、重要なリスクの評価と定量化を行い、リスク・エクスポージャーの測定基準を設定し、リスク・エクスポージャーを管理するために上限を設定し、必要に応じてエクスポージャーをモニターし報告することを目標にしている。

本ファンドの活動に伴い、市場リスク（市場価格リスク、金利リスクおよび為替リスクを含む）、取引先リスクおよび流動性リスクなど、様々な財務リスクの影響を受けている。

(b) 市場価格リスク

市場価格リスクは、当該変動が個別の商品固有の要因によるものであるか、あるいは市場の全商品に影響する要因によるものかを問わず、市場価格の変動に伴って金融商品の価格が変動するリスクである。

本ファンドの市場価格リスクは、慎重な銘柄選択および投資ポートフォリオの分散投資によって管理されている。したがって、株式を取得すると本ファンドが保有する1つの会社の株式総数が当該会社の発行済株式総数の10%を超える場合には、当該会社の株式を取得してはならない。

すべての有価証券投資には投資した資本の損失リスクが伴う。投資運用会社は、具体的な上限の範囲内で有価証券およびその他の金融商品を慎重に選択することによってこのリスクを軽減している。投資運用会社は、中型株や大型株の中で有望な有価証券を体系的に精査し、比較的取引量の大きな投資有価証券、および比較的大きな時価総額、強力な利益および売上成長、拡大する利益率、ならびに際立った高配当を有する中国関連企業の有価証券を選択する目的で定量的測定を利用している。

本ファンドの全般的な市場ポジションは投資運用会社によって毎日監視されている。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記

3 財務リスク管理(続き)

(b) 市場価格リスク(続き)

本ファンドの投資は市場価格の変動に伴う影響を受けている。2011年および2010年9月30日現在の証券種類および市場別の本ファンドの全般的な市場ポジションは、以下の通りである：

	2011年		2010年	
	公正価値 日本円	受益者に帰属 する純資産総 額比率%	公正価値 日本円	受益者に帰属 する純資産総 額比率%
売買目的で保有されている金融資産				
上場株式 - 香港	1,584,205,661	91.29	7,469,111,472	78.16
上場債券 - 香港	144,881,309	8.35	168,756,302	1.77
先物取引 - 香港(2010年：想定元本は1,205,232,785円)	-	-	747,942	0.01
先物取引 - 米国(2010年：想定元本は2,948,990,204円)	-	-	32,720,088	0.34
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	1,729,086,970	99.64	7,671,335,804	80.28

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記

3 財務リスク管理(続き)

(b) 市場価格リスク(続き)

本ファンドの市場価格リスクは、投資ポートフォリオの下落リスクをヘッジするため、金融派生商品(株価指数先物および通貨先物を含む)を利用して管理されている。

本ファンドが投資している上場株式の業種別内訳は以下の通りである：

	2011年		2010年	
	公正価値 日本円	投資比率%	公正価値 日本円	投資比率%
上場株式 - 業種別				
銀行	423,682,382	24.42	1,643,391,402	17.20
素材	59,579,932	3.43	1,020,583,179	10.68
消費財	219,093,892	12.62	1,022,190,012	10.70
金融	67,602,576	3.90	131,931,276	1.38
工業	109,718,018	6.33	680,502,524	7.12
保険	187,971,736	10.83	696,886,167	7.29
石油、エネルギー	235,592,421	13.57	936,803,796	9.80
不動産	36,016,954	2.08	602,673,378	6.31
通信	244,947,750	14.11	284,235,594	2.97
運輸	-	-	449,914,144	4.71
	1,584,205,661	91.29	7,469,111,472	78.16

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記

3 財務リスク管理（続き）

(b) 市場価格リスク（続き）

以下の表は、本ファンドが運用業務を行っている主要市場の株価指数の上昇または下落に伴う影響を要約したものである（他のすべての変数は一定とし、かつ本ファンドの投資有価証券は指数との過去の相関に従って変動するものと仮定）。

すべての株価指数はプラスかマイナスに変動する可能性があり、受益者に帰属する本ファンドの純資産総額に影響を与える。

	2011年		2010年	
	株価指数の変動	純資産総額および利益に与える影響 日本円	株価指数の変動	純資産総額および利益に与える影響 日本円
香港				
ハンセン指数	+ / - 10%	56,326,647	+ / - 10%	+ / - 534,625,820
ハンセン中国企業株指数	+ / - 10%	75,144,747	-	-

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記**3 財務リスク管理（続き）****(b) 市場価格リスク（続き）**

2011年および2010年9月30日現在の本ファンドの純資産総額の5%以上に相当する個別の投資有価証券 / 発行体へのエクスポージャーは以下の通りである：

	投資比率% 2011年	投資比率% 2010年
上場株式		
China Construction Bank H SHS	7.17	2.83
China Mobile Ltd	6.85	1.05
China Petroleum & Chemical Corp H SHS	5.65	-
China Telecom Corp Ltd H SHS	5.51	1.92
Industrial and Comm Bank of China H SHS	7.79	4.57
Citic Pacific Ltd	-	5.88
Hopewell Highway Infrastructure Ltd	4.16	5.46
債券		
Road King Infrastructure 9.5% 21 Sep 2015	8.35	1.77

(c) 金利リスク

金利リスクとは、市場金利の実勢水準の変動により、金融資産や金融負債の公正価値および将来キャッシュフローに影響を及ぼすリスクのことである。

本ファンドの金融資産および金融負債の大部分が無利息であるため、市場金利の実勢水準の変動に起因するリスクはそれほど多くはない。一時的な余剰現金および現金同等物は、必要に応じて、短期の市場金利で運用されている。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記**3 財務リスク管理（続き）****(c) 金利リスク（続き）**

2011年9月30日現在、本ファンドの正味現金残高は58,488,923円（2010年度：1,572,723,159円）であり、債券への投資残高は144,881,309円（2010年度：168,756,302円）であった。今後12ヶ月間で投資運用会社が予見できる範囲での金利水準の変動は本ファンドには重大な影響を受けることはないと思なされている。例えば、他のすべての変数が一定とすると、金利が10ベース・ポイント上下した場合、現金残高の受取利息の増減および債券の公正価値の増減に伴い、受益者に帰属する純資産総額も、2011年9月30日現在で225,923円（2010年：998,268円）増減することとなる。

(d) 取引先リスクおよび信用リスク

取引先リスクは、金融商品の取引先が債務を履行しないことによって本ファンドが財務的な損失を受けるリスクである。本ファンドは、取引先を慎重に選択するとともに、個々の取引先への依存度を最小限に抑えることによって損失リスクを最小化することを目指している。

投資運用会社は、ブローカーが債務を履行せず、取引で損失を発生させる可能性があるリスクを管理するために選定された公認ブローカーのリストを保管する。上場投資有価証券に関するすべての取引は、公認のブローカーを利用し、証券と資金の同時決済ベースで行われている。売却した有価証券が引き渡されるのは、本ファンドの保管銀行が代金の支払いを受け取った時に限られているため、債務不履行のリスクは最小限に抑えられている。購入取引に関しては、本ファンドの保管銀行が有価証券の引渡しを受けた時点で購入代金の支払いが行われる。いずれかの当事者がそれぞれの債務を履行しない場合、取引は成立しない。

本ファンドは、海通国際期貨有限公司に証拠金口座を開設している。海通国際期貨有限公司が破綻した場合は、本ファンドがその資産の所有権を確保することが困難となる可能性がある。

銀行預金残高は信頼できる金融機関に預託されている。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記**3 財務リスク管理（続き）****(d) 取引先リスクおよび信用リスク（続き）**

以下の表は、2011年および2010年9月30日現在で保管銀行およびブローカーに預託されていた資産を要約したものである：

	2011年		2010年	
	日本円	信用格付け (S & P)	日本円	信用格付け (S & P)
保管銀行				
H S B C インスティテュー ショナル・トラスト・サービ シズ（アジア）リミテッド	1,792,414,238	A A - ¹	9,256,754,894	A A - ¹
ブローカー				
海通国際期貨有限公司	-	-	779,656,131	N R ²

¹ この格付けは、H S B C インスティテューショナル・トラスト・サービスズ（アジア）リミテッドの最終持株会社であるH S B C ホールディングスに対するものである。

² いずれの信用格付機関の格付けも取得していない。

海通国際期貨有限公司は、香港証券取引所に上場されており、香港証券先物委員会の規制を受けている海通国際証券集團有限公司の完全所有子会社であるため、投資運用会社は海通国際期貨有限公司への預託残高に関連した取引先リスクは低いと考えている。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記**3 財務リスク管理(続き)****(d) 取引先リスクおよび信用リスク(続き)**

本ファンドは、取引先が期限到来時に全額を支払うことができないリスクである信用リスクも負っている。2011年および2010年9月30日現在、本ファンドが保有している債券は以下のとおりである：

	2011年		2010年	
	日本円	投資比率%	日本円	投資比率%
格付別の債券				
B B - 格	144,881,309	8.35	168,756,302	1.77

期末時点における信用リスクのエクスポージャーの上限金額は財政状態計算書に表示されている金融資産の簿価である。減損された資産はなく、また期限を経過しているが減損した資産もない。

(e) 流動性リスク

流動性リスクとは、本ファンドが、買戻請求を含む負債を決済できない状況に陥るリスクである。

本ファンドは、5営業日前の通知を条件に発行済受益証券の現金での買戻請求に毎日応じる可能性がある。したがって、本ファンドは、活発な市場で取引され、容易に決済できる投資有価証券にその資産を投資している。

投資運用会社は、一件当たり純資産総額の10%を上限に借入を行うことができるため、本ファンドの流動性が高まり、買戻請求に対応することができる。

本ファンドの投資有価証券が合理的な時間内に現金化できるよう、本ファンドの投資の流動性は継続的に監視されている。

本ファンドは、海通国際期貨有限公司に証拠金口座を開設している。借り入れた資金は請求に応じて返済できる。2011年および2010年9月30日現在、ブローカーからの借入金はなかった。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記

3 財務リスク管理(続き)

(e) 流動性リスク(続き)

以下の表は、期末から契約上の満期日までの残存期間に基づいて、本ファンドの金融負債を該当する満期別に分析したものである。表中の金額は割引前の契約上のキャッシュフローである。12ヶ月以内に満期が到来する残高は、割引に伴って大きな影響を受けることがないため、簿価と同額である。

	1ヶ月未満 日本円	1ヶ月～6ヶ月 日本円	6ヶ月超 日本円
2011年9月30日現在			
その他未払金	472,888	13,342,305	3,237,618
未払買戻代金	24,186,849	-	-
未払分配金	15,773,940	-	-
金融負債合計	40,433,677	13,342,305	3,237,618

	1ヶ月未満 日本円	1ヶ月～6ヶ月 日本円	6ヶ月超 日本円
2010年9月30日現在			
ブローカーへの未払金	69,222,448	-	-
その他未払金	1,476,390	28,470,845	3,496,564
未払買戻代金	275,902,528	-	-
未払分配金	122,882,560	-	-
金融負債合計	469,483,926	28,470,845	3,496,564

本ファンドの発行済受益証券はすべて本ファンドの販売会社である藍澤證券株式会社の名義で保有されている。2011年および2010年9月30日現在、販売会社に登録している最終的な受益者のうち、本ファンドの発行済受益証券の10%以上を単独で保有している受益者はいない。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記**3 財務リスク管理（続き）****(e) 流動性リスク（続き）**

本ファンドは7日以内に換金可能と予想される有価証券に投資することによって流動性リスクを管理している。下の表は保有資産の予想流動性を示したものである：

	7日未満 日本円	7日以上1ヶ月未満 日本円	1ヶ月以上12ヶ月以内 日本円
2011年9月30日現在			
資産合計	1,788,850,078	3,564,160	-
2010年9月30日現在			
資産合計	10,023,715,094	21,204,514	12,716,867

(f) 為替変動リスク

為替変動リスクは、金融商品の価値が為替レートの変化によって変動するリスクである。

本ファンドの機能通貨は日本円である。本ファンドは香港ドル建ておよび米ドル建ての資産および負債を保有している。したがって、外貨建ての資産および負債の価値は為替レートの変化によって変動するため、本ファンドは為替変動リスクを負っている。

本ファンドの株式資産の名目的な通貨表示は、投資有価証券が取引されている証券取引所の通貨によって決定されるので、本ファンドの為替変動リスクの影響度に対する部分的な指針に過ぎない。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記

3 財務リスク管理(続き)

(f) 為替変動リスク(続き)

以下の表は、日本円以外の通貨に対する本ファンドのネット・エクスポージャーを要約したものである。

原通貨 日本円相当額	人民元 日本円	香港ドル 日本円	米ドル 日本円
2011年9月30日現在			
貨幣性ネット・エクスポージャー	-	51,342,716	152,401,343
非貨幣性ネット・エクスポージャー	-	1,584,205,661	-
2010年9月30日現在			
貨幣性ネット・エクスポージャー	7,193,415	1,995,368,913	456,519,516
非貨幣性ネット・エクスポージャー	-	7,469,859,414	32,720,088

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記

3 財務リスク管理(続き)

(f) 為替変動リスク(続き)

以下の表は、2011年および2010年9月30日時点において、他の全ての変数を一定にした場合、外国為替レートの変動が受益者に帰属する純資産総額に与える影響について要約したものである。

	日本円に対する外国為替レートの合理的に 起こり得る変動率	為替レートの起こり 得る変動による純資 産総額の増減	為替レートの起こり 得る変動による純資 産総額の増減
		2011年 日本円	2010年 日本円
貨幣性			
人民元	8.71% (2010年: 11%) 強くなる (8.71% (2010年: 11%) 弱くなる)	- -	791,276 (791,276)
香港ドル	8.55% (2010年: 11%) 強くなる (8.55% (2010年: 11%) 弱くなる)	4,389,802 (4,389,802)	219,490,580 (219,490,580)
米ドル	8.52% (2010年: 11%) 強くなる (8.52% (2010年: 11%) 弱くなる)	12,984,594 (12,984,594)	50,217,147 (50,217,147)
非貨幣性			
香港ドル	8.55% (2010年: 11%) 強くなる (8.55% (2010年: 11%) 弱くなる)	135,449,584 (135,449,584)	821,684,536 (821,684,536)
米ドル	8.52% (2010年: 11%) 強くなる (8.52% (2010年: 11%) 弱くなる)	- -	3,599,210 (3,599,210)

(g) 元本リスクの管理

受益者に帰属する純資産総額が、本ファンドの元本にあたる。本ファンドは受益者の裁量による買付および買戻請求を毎日受けているため、受益者に帰属する純資産総額の金額は、日毎に大きく変動する可能性がある。元本を管理するにあたっての本ファンドの目的は、受益者にはリターンを、その他の利害関係者には便益を提供すると共に、本ファンドの投資活動の発展を支える強力な元本基盤を維持すること、継続企業として存続していく能力を守ることである。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記**3 財務リスク管理（続き）****(g) 元本リスクの管理（続き）**

元本構造を維持または調整するため、本ファンドは次の事柄を実行することを方針としている。

- 毎日の購入申込および買戻請求金額を流動資産と比較しながら監視すること、および
- 本信託証書に準拠して、受益証券の買戻と発行を行うこと

受託会社および管理会社は、受益者に帰属する純資産総額に基づき、元本を監視している。

(h) 公正価値の見積り

活発な取引が行われている市場で売買されている金融資産および金融負債（売買目的の有価証券など）の公正価値は、期末日の市場での終値に基づいている。本ファンドが保有する金融資産に用いる市場価格はその時点における買呼値とし、金融負債の適切な市場価格はその時点における売呼値とする。

証券取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、価格設定サービス、または規制当局から公表価格を容易かつ定期的に入手できる場合、金融商品は活発な取引が行われている市場で呼値が付けられているとみなされる。当該公表価格は第三者間の公正な取引ベースで実際にかつ定期的に行われる市場取引を表している。

簿価からその他の未収金および未払金に関する減損引当金を差し引いた値が、公正価値概算値と想定されている。開示を目的とする金融負債の公正価値は、契約上の将来キャッシュフローを、類似金融商品に対してその時点で本ファンドが入手可能な市場金利で割り引くことによって見積られている。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記**3 財務リスク管理(続き)****(h) 公正価値の見積り(続き)**

H K F R S 第7号により、本ファンドは公正価値を測定するために利用されたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを利用して公正価値測定を分類する義務を負っている。公正価値ヒエラルキーには以下のレベルがある：

- ・ 同一の資産または負債の活発な市場における(調整なしの)相場価格(レベル1)
- ・ 資産または負債に関して、直接的(すなわち、価格)または間接的に(すなわち、価格から導出される金額)観測可能な、レベル1における相場価格以外のインプット(レベル2)
- ・ 観測可能な市場データに基づかない(すなわち、観測不能なインプット)資産または負債のインプット(レベル3)

公正価値の測定値が完全に分類されている公正価値ヒエラルキーにおいて、そのレベルは、公正価値の測定値全体にとって意味のある最低レベルのインプットを基に決定される。この目的のために、インプットの重要性が公正価値の測定値全体に対して評価される。ある公正価値の測定にあたり、観測不能なインプットにより大幅な修正を必要とする観測可能なインプットを使用する場合、その測定値はレベル3の測定値である。全体の判断において公正価値の測定値に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有の要因を考慮する必要がある。

何が「観測可能」であるかを決定するにあたり、ファンドには重要な判断が求められる。ファンドが観測可能と考えるデータは、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証が可能で、関連する市場に活発に関与している独立した情報源から提供される、独自のデータではない、市場のデータである。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記

3 財務リスク管理(続き)

(h) 公正価値の見積り(続き)

下の表は、2011年および2010年9月30日現在の公正価値で測定された本ファンドの投資有価証券を公正価値ヒエラルキーの範囲内で(クラス別に)分析したものである。

	レベル1 日本円	レベル2 日本円	レベル3 日本円	残高合計 日本円
2011年				
資産				
売買目的で保有されている資産:				
上場株式	1,584,205,661	-	-	1,584,205,661
上場債券	144,881,309	-	-	144,881,309
金融資産合計	1,729,086,970	-	-	1,729,086,970
	レベル1 日本円	レベル2 日本円	レベル3 日本円	残高合計 日本円
2010年				
資産				
売買目的で保有されている資産:				
上場株式	7,469,111,472	-	-	7,469,111,472
先物 - 香港	747,942	-	-	747,942
先物 - 米国	32,720,088	-	-	32,720,088
上場債券	168,756,302	-	-	168,756,302
金融資産合計	7,671,335,804	-	-	7,671,335,804

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記

3 財務リスク管理（続き）

(h) 公正価値の見積り（続き）

その価値が活発な市場における市場価格に基づいており、レベル1に分類されている投資有価証券として、活発に売買される上場株式、債券および金融派生商品などが挙げられる。本ファンドでは、これらの金融商品の市場価格を調整していない。

活発な取引が行われているとは考え難い市場で売買されているが、市場価格、ディーラー呼値、または観測可能なインプットに裏付けられる代替的な価格情報源に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類される。2011年および2010年9月30日現在、本ファンドはレベル2に分類された投資有価証券を保有していない。

レベル3に分類される投資有価証券は、取引が頻繁にされないため、重要な観測不能のインプットを有している。2011年および2010年9月30日現在、本ファンドはレベル3に分類された投資有価証券を保有していない。

4 会計上の重要な判断

機能通貨

管理者は、裏付けになっている取引、事由および状況の経済効果を最も誠実に表す通貨を日本円と考えている。日本円は、本ファンドがパフォーマンスを測定し、運用結果を報告する通貨であるほか、投資家から買付代金を受け取る通貨でもある。

5 損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債

	2011年 日本円	2010年 日本円
売買目的で保有されている金融資産：		
- 上場株式	1,584,205,661	7,469,111,472
- 上場債券	144,881,309	168,756,302
- 先物	-	33,468,030
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	1,729,086,970	7,671,335,804

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記

5 損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債（続き）

	2011年 日本円	2010年 日本円
損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債に係る公正価値の純変動：		
- 実現	(448,549,136)	739,826,005
- 未実現	(1,078,545,201)	(75,772,381)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債に係る純利益 / (損失) 合計	(1,527,094,337)	664,053,624

6 その他未払金

	注記	2011年 日本円	2010年 日本円
未払監査報酬		3,237,618	3,496,564
未払専門家報酬及び費用		619,019	559,837
未払管理報酬	9 (a)	2,770,638	10,466,074
未払受託会社報酬	9 (c) (i)	210,139	1,016,480
未払販売報酬及び未払代行協会員報酬	9 (d)	3,463,304	13,082,590
その他未払金		6,752,093	4,822,254
		17,052,811	33,443,799

7 発行済受益証券および受益者に帰属する純資産総額

本ファンドの元本は買戻可能受益証券で表象され、財政状態計算書に受益者に帰属する純資産総額として表示されている。本ファンドは受益証券の買付および買戻しに関する制限を定めていない。期中に行われた受益証券の買付および買戻しは受益者に帰属する純資産変動計算書に表示されている。投資目的を実現するため、本ファンドは注記3に概述されている投資方針に準拠して資金を投資することに努める一方、買戻請求を履行するために十分な流動性を確保している。流動性の高い投資を保有することによって流動性を高めている。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記**7 発行済受益証券および受益者に帰属する純資産総額(続き)**

投資有価証券は、募集目論見書に準拠し、買付および買戻を行うため、ならびに各種手数料を計算するために受益証券1口当たりの純資産価格を決定する目的から、最終取引価格で計上されている。しかしながら、HKAS 39号「金融商品：認識及び測定」を遵守する目的および財務報告の目的から、ロング・ポジションとショート・ポジションそれぞれに関して、期末日の該当する買呼値および売呼値に基づく公正価値で投資有価証券を評価するという方針を採用している。2011年9月30日現在、財務諸表に記載されているHKAS 39号に準拠した投資有価証券の評価額は、本ファンドの募集目論見書に記載されている評価方法を用いた場合と比べて、9,939,694円(2010年度：16,493,049円)減少している。

財政状態計算書に計上されている純資産総額と受益証券の買付および買戻請求処理のために決定された純資産総額の調整が以下に記載されている。

	2011年 日本円	2010年 日本円
財政状態計算書による純資産 / 持分	1,735,400,638	9,556,185,140
買呼値 / 売呼値から最終取引価格への調整	9,939,694	16,493,049
受益者に帰属する純資産総額(最終取引価格)	1,745,340,332	9,572,678,189

2011年9月30日現在、本ファンドは持分に分類されるプッタブル金融商品を1,735,400,638円(2010年度：9,556,185,140円)保有している。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記

7 発行済受益証券および受益者に帰属する純資産総額(続き)

発行済受益証券

期中における発行済受益証券口数の変動は以下のとおりである：

	2011年 発行済受益 証券口数	2010年 発行済受益 証券口数
期首時点の発行済受益証券	1,536,032	1,478,064
受益証券の発行	44,546	855,626
受益証券の買戻し	(1,054,780)	(797,658)
期末時点の発行済受益証券	525,798	1,536,032
受益者に帰属する純資産総額(買呼値/売呼値)	1,735,400,638円	9,556,185,140円
受益者に帰属する受益証券1口当たりの純資産価格(買呼値/売呼値)	3,301円	6,221円

8 税制

本ファンドはケイマン諸島に所在している。ケイマン諸島の現行法に基づき、本ファンドが支払うべき所得税、相続税、法人税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税金はない。

本ファンドは、以下の場合に、香港の利得税の課税対象となる：

- () 2006年香港内国歳入条例(オフショア・ファンドに対する利得税免除)(以下「本条例」)に基づく納税義務の免除を受けていない場合、および
- () 自己の勘定または代理人を通じて香港で取引または事業を行っていると思われる場合。

本ファンドが本条例に基づいて免税とならず、かつ香港で取引または事業を行っていると思われる場合、香港で発生するかまたは香港から派生した利益で、キャピタル・ゲインまたは非課税の利益でないものに関しては、現行16.5%(2010年度：16.5%)の利得税の納税義務が生じる。管理者は、期末においてかかる課税に対するエクスポージャーが存在しないと考えているので、香港利得税に関する未払債務は計上していない。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記**8 税制（続き）**

本ファンドは、香港証券取引所に上場しているH株（以下「H株」という）を含め、海外の証券取引所に上場している中華人民共和国（以下「中国」という）の企業の株式に投資する。中国の法人税法に基づき、本ファンドはH株の取引で生じたキャピタル・ゲインについて、中国に対する納税義務を負う可能性がある。しかしながら、受託会社および管理会社は、現行の税務規則に基づく本ファンドは納税申告書の提出を免除される地位を維持することができ、また中国のキャピタル・ゲイン課税が執行される可能性は低いと考えているため、財務諸表においてはキャピタル・ゲインに対する課税のための引当金を計上していない。

本ファンドにおいて、投資有価証券から発生する受取配当の一部に関しては源泉税の課税対象となる。

9 関連当事者間取引

一方の当事者が他方の当事者を直接的または間接的に支配できる能力を持っているか、財務上または営業上の決定を行う際に、大きな影響を及ぼすことができる能力を持っている場合、両当事者の間には関連があるとみなされる。また両当事者が共通の支配または共通の重大な影響下にある場合も、両当事者の間には関連があるとみなされる。

以下は、本ファンドと関連当事者の間で当期中に締結された取引の要約である。これら全ての取引は通常業務の過程において、かつ正常な通商条件に基づいて行われた。

(a) 管理報酬

管理会社であるF Cインベストメント・リミテッドには、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる管理報酬として、本ファンド純資産総額の年率0.10%に相当する報酬を受け取る権利が付与されている。

投資運用会社である、海通国際資産管理有限公司には、本ファンド純資産総額の年率0.30%に相当する管理報酬を受け取る権利が付与されている。管理報酬は、各評価日に計算され、四半期ごとに後払いされる。

2011年9月30日終了年度については、管理報酬の総額は21,863,445円（2010年度：46,975,224円）で、期末における未払管理報酬は2,770,638円（2010年度：10,466,074円）である。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記**9 関連当事者間取引(続き)****(b) 実績報酬**

投資運用会社である海通国際資産管理有限公司には、当月の受益証券一口当りの純資産価格およびそれ以前の月の受益証券一口当りの純資産価格の最高額との超過額の10%相当の実績報酬を受け取る権利が付与されている。実績報酬は、各評価日毎に発生し、四半期毎に後払いされる。

2011年9月30日終了年度については、実績報酬は発生していない(2010年度：無し)。

(c) 受託会社に対する報酬**() 受託報酬**

受託会社であるH S B Cトラスティー(ケイマン)リミテッドには、本ファンドの純資産総額の年率0.125%を上限として報酬を受け取る権利が付与されている。受託報酬は、各評価日毎に計算され、毎月後払いされる。年間の受託報酬の下限は20,000米ドルである。

2011年9月30日終了年度については、受託報酬の総額は6,832,328円(2010年度：14,679,753円)で、期末のH S B Cトラスティー(ケイマン)リミテッドに対する未払受託報酬は210,139円(2010年度末：1,016,480円)である。

() 評価、取引及び管理事務代行手数料

受託会社であるH S B Cトラスティー(ケイマン)リミテッドには、年間2,500米ドルの管理事務代行手数料を受け取る権利が付与されている。

受託会社は評価手数料として1日分の評価作業につき60米ドルを受け取る権利が付与されている。

受託会社は、受益証券の買付および買戻しに対して15米ドル、ならびに各受益者に対する分配に対して5米ドルの取引手数料を受け取る権利が付与されている。

2011年9月30日終了年度については、評価、取引及び管理事務代行手数料の総額は1,716,476円(2010年度：2,047,233円)で、期末のH S B Cトラスティー(ケイマン)リミテッドに対する未払手数料は112,988円(2010年度末：149,285円)である。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

財務諸表注記**9 関連当事者間取引（続き）****(c) 受託会社に対する報酬（続き）****（ ） 保管手数料**

受託会社であるH S B Cトラスティー（ケイマン）リミテッドには、香港上場の株式の月次時価の年率0.03%、上海と深センに上場の株式の月次時価の年率0.09%の保管手数料を受け取る権利が付与されている。保管手数料は月毎に計算される。

2011年9月30日終了年度については、保管手数料の総額は1,424,807円（2010年度：2,647,312円）で、期末のH S B Cトラスティー（ケイマン）リミテッドに対する未払保管手数料は無い（2010年度末：無し）。

(d) 販売報酬

販売会社である藍澤證券株式会社は、本ファンドの純資産総額の年率0.40%の販売報酬を受け取る権利が付与されている。当報酬は各評価日で計算されて発生し、四半期毎に後払いされる。

販売会社は、発行された受益証券の募集価格（買付金）の3%（消費税を除く）を上限として募集手数料も受け取ることができる。

2011年9月30日終了年度については、販売報酬の総額は21,863,454円（2010年度：46,975,234円）で、期末の藍澤證券株式会社に対する未払販売報酬は2,770,647円（2010年度末：10,466,073円）である。

(e) 代行協会員報酬

代行協会員である藍澤證券株式会社には、本ファンドの純資産総額の年率0.10%の報酬を受け取る権利が付与されている。当報酬は各評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2011年9月30日終了年度については、代行協会員報酬の合計は5,465,860円（2010年度：11,743,801円）で、期末における未払代行協会員報酬は692,657円（2010年度末：2,616,517円）である。

(f) 受託会社H S B Cトラスティー（ケイマン）リミテッドの関連会社で、保管銀行を務めるH S B Cインスティテューショナル・トラスト・サービシズ（アジア）リミテッドに銀行口座を開設している。2011年9月30日現在1,729,086,970円（2010年度：7,671,335,804円）の投資有価証券と58,488,923円（2010年度：1,572,723,159円）の現金をそれぞれ保管銀行が保管している。

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

財務諸表注記**9 関連当事者間取引(続き)**

- (g) 投資運用会社、海通国際資産管理有限公司の関連会社で、ブローカーを務める海通国際期貨有限公司に証拠金口座を開設している。ブローカーはこの口座を利用して先物取引に関連した仲介サービスを提供することに同意している。2011年9月30日現在、同ブローカーに対する預託金は無い(2010年度: 779,656,131円)。
- (h) 投資運用会社の関連会社である海通国際期貨有限公司がブローカーを務めており、先物取引の処理を行っている。本ファンドは、2011年9月30日終了年度については、海通国際期貨有限公司に対し支払った手数料は無い(2010年度: 1,248,014円)。

10 受益者に対する分配金

本ファンドの信託証書に従って、管理会社は、本ファンドが受け取った正味利息や受け取ると予想される正味利息および実現・未実現キャピタル・ゲインを参考に算出される額を受益者に対して毎月分配することを目指す。本ファンドの投資ポートフォリオの予想平均配当利回りや、予想手数料および費用を参考に、管理会社は、月次の分配を安定させるために、本ファンドの収益および資本の両方から分配金を支払うことを決定する場合がある。2011年9月30日に終了した会計年度において、本ファンドの収益および受益者持分から合計820,016,550円(2010年度: 2,944,621,210円)の分配金が支払われた。

11 財務諸表の承認

本財務諸表は、2012年2月27日に受託会社および管理会社によって交付を承認された。

(3) 【投資有価証券明細表等】

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)

(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

投資ポートフォリオ(未監査)

2011年9月30日現在

	保有数	公正価値 日本円	純資産総額に 占める比率%
上場投資有価証券			
株式			
香港			
Agricultural Bank of China H SHS	2,314,000	58,468,756	3.37
AIA Group Ltd	200,000	43,947,574	2.53
AIR China Ltd H SHS	400,000	21,551,025	1.24
Anhui Conch Cement Co Ltd H SHS	58,000	12,288,607	0.71
Bank of China Ltd H SHS	2,000,000	47,978,559	2.76
BOC Hong Kong Holdings Ltd	350,000	57,672,588	3.32
China Coal Energy Co H SHS	500,000	34,754,960	2.00
China Communication SVS Corp Ltd H SHS	300,000	10,559,216	0.61
China Construction Bank H SHS	2,646,160	124,357,326	7.17
China Gas Holdings Ltd	100,000	1,966,334	0.11
China Life Insurance Co Ltd H SHS	200,000	36,967,087	2.13
China Mengniu Dairy Co Ltd	250,000	58,252,656	3.36
China Mobile Ltd	157,000	118,932,261	6.85
China Pacific Insurance GR Co Ltd H SHS	250,000	55,548,946	3.20
China Petroleum & Chemical Corp H SHS	1,300,000	98,031,601	5.65
China Resources Land Ltd	432,000	36,016,954	2.08
China Telecom Corp Ltd H SHS	1,970,000	95,679,865	5.51
CNOOC Ltd	310,000	39,499,725	2.28
Digital China Holdings Ltd	50,000	5,043,648	0.29
GCL Poly Energy Holdings Ltd	700,000	13,901,984	0.80
GOME Electrical Appliances HLDS Ltd	600,000	10,854,166	0.63
Hong Kong Exchanges and Clearing Ltd	60,000	67,602,576	3.90
Hopewell Highway Infrastructure Ltd	1,547,500	72,116,788	4.16
Hutchison Whampoa Ltd	130,000	74,705,959	4.31
Industrial and Comm Bank of China H SHS	3,600,000	135,205,153	7.79
Jiangxi Copper Company Ltd H SHS	300,000	40,467,162	2.33
PetroChina Co Ltd H SHS	500,000	47,437,817	2.73
PICC Property & Casualty Co Ltd H SHS	100,000	8,297,931	0.48
Ping An Insurance (GRP) Co of China H	100,000	43,210,198	2.49
Prince Frog International Holdings Ltd	300,000	4,571,727	0.26

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド)
 (ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

投資ポートフォリオ(未監査)(続き)

2011年9月30日現在

	保有数	公正価値 日本円	純資産総額に 占める比率%
上場投資有価証券			
株式(続き)			
Skyworth Digital Holdings Ltd	500,000	13,321,915	0.77
Texwinca Holdings Ltd	300,000	23,566,518	1.36
Vinda International Holdings Ltd	300,000	23,124,092	1.33
Wasion GR HLDS Ltd	420,000	9,414,809	0.54
Zhaojin Mining Industry Co Ltd H SHS	150,000	19,112,770	1.10
ZTE Corp H SHS	90,000	19,776,408	1.14
		<u>1,584,205,661</u>	<u>91.29</u>
	保有数	公正価値 日本円	純資産総額に 占める比率%
債券			
Road King Infrastructure 9.5% 21 Sep 2015	3,000,000	144,881,309	8.35
投資有価証券合計		<u>1,729,086,970</u>	<u>99.64</u>

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

AS AT 30 SEPTEMBER 2011

	Note	2011 JPY	2010 JPY
Assets			
Current assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	3(b), 5	1,729,086,970	7,671,335,804
Dividend and interest receivables		4,838,345	12,695,931
Amounts receivable on subscription		-	21,195,369
Prepayment		-	30,081
Margin account		-	779,656,131
Cash at bank		58,488,923	1,572,723,159
Total assets		<u>1,792,414,238</u>	<u>10,057,636,475</u>
Liabilities			
Current liabilities			
Amounts due to brokers		-	69,222,448
Accruals and other payables	6	17,052,811	33,443,799
Amounts payable on redemption		24,186,849	275,902,528
Distributions payable		15,773,940	122,882,560
Total liabilities		<u>57,013,600</u>	<u>501,451,335</u>
Equity			
Net assets attributable to unitholders		<u>1,735,400,638</u>	<u>9,556,185,140</u>

Trustee

Manager

The accompanying notes on pages 8 to 29 form an integral part of these financial statements.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME
FOR THE YEAR ENDED 30 SEPTEMBER 2011

	Note	2011 JPY	2010 JPY
Income			
Interest income		21,930,685	396,844
Dividend income		109,924,645	207,367,652
Net (loss)/gain on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss	5	(1,527,094,337)	664,053,624
Net foreign exchange loss		(75,810,547)	(164,802,597)
Total net (loss)/income		(1,471,049,554)	707,015,523
Expenses			
Management fee	9(a)	21,863,445	46,975,224
Trustee's fee	9(c)(i)	6,832,328	14,679,753
Valuation, transaction and registrar's fees	9(c)(ii)	1,716,476	2,047,233
Safe custody and bank charges	9(c)(iii)	1,445,669	2,669,052
Distributor fee	9(d)	21,863,454	46,975,234
Agent company fee	9(e)	5,465,860	11,743,801
Printing and advertising expenses		5,715,900	5,715,900
Auditor's remuneration		3,451,608	3,777,489
Legal and professional fees		4,514,319	2,156,927
Other operating expenses		2,290,050	3,853,058
Total operating expenses		75,159,109	140,593,671
(Loss)/ profit before tax		(1,546,208,663)	566,421,852
Withholding tax	8	(5,769,781)	(8,977,610)
Total comprehensive (loss)/ income		(1,551,978,444)	557,444,242

The accompanying notes on pages 8 to 29 form an integral part of these financial statements.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

STATEMENT OF MOVEMENTS IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO UNITHOLDERS
FOR THE YEAR ENDED 30 SEPTEMBER 2011

	Note	2011 JPY	2010 JPY
Net assets attributable to unitholders at the beginning of the year		9,556,185,140	11,177,382,463
Proceeds from units issued	7	261,107,119	6,243,143,219
Payments on units redeemed	7	(5,709,896,627)	(5,477,163,574)
Net increase from units transactions		(5,448,789,508)	765,979,645
Distributions to unitholders	10	(820,016,550)	(2,944,621,210)
Total comprehensive (loss)/income		(1,551,978,444)	557,444,242
Net assets attributable to unitholders at the end of the year		1,735,400,638	9,556,185,140

The accompanying notes on pages 8 to 29 form an integral part of these financial statements.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

STATEMENT OF CASH FLOWS

FOR THE YEAR ENDED 30 SEPTEMBER 2011

	2011 JPY	2010 JPY
Cash flows from operating activities		
Dividend income received	117,946,872	199,267,787
Interest income received	21,766,044	-
Proceeds from sale of financial assets and financial liabilities	26,091,279,664	48,313,004,590
Payments for purchase of financial assets and settlement of financial liabilities	(21,745,347,615)	(46,974,403,005)
Changes in margin account	779,656,131	(342,448,076)
Management fee paid	(29,558,881)	(48,688,226)
Trustee's fee paid	(7,674,966)	(14,900,668)
Valuation, transaction and registrar's fees paid	(1,877,340)	(2,110,038)
Safe custody and bank charges paid	(1,445,669)	(2,669,052)
Distributor and agent company fees paid	(36,948,600)	(60,860,298)
Printing and advertising expenses paid	(3,588,900)	(4,148,550)
Legal and professional fees paid	(4,455,137)	(2,051,296)
Auditor's remunerations	(3,710,554)	(4,042,810)
Other operating expenses paid	(2,259,969)	(3,855,721)
Withholding tax	(5,769,781)	(8,977,610)
Net cash inflow from operating activities	<u>5,168,011,299</u>	<u>1,043,117,027</u>
Cash flows from financing activities		
Proceeds from units issued	282,302,488	6,575,799,647
Payments on units redeemed	(5,961,612,306)	(5,336,402,268)
Distributions paid to unitholders	(927,125,170)	(3,043,448,250)
Net cash outflow from financing activities	<u>(6,606,434,988)</u>	<u>(1,804,050,871)</u>
Net decrease in cash and cash equivalents	(1,438,423,689)	(760,933,844)
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	1,572,723,159	2,498,459,600
Effect of foreign exchange rate changes	(75,810,547)	(164,802,597)
Cash and cash equivalents at the end of the year	<u>58,488,923</u>	<u>1,572,723,159</u>
Analysis of balances of cash and cash equivalents:		
Cash at bank	<u>58,488,923</u>	<u>1,572,723,159</u>

The accompanying notes on pages 8 to 29 form an integral part of these financial statements.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**1 General information**

Haitong Aizawa Attractive Dividend Yield Chinese Stock Fund (the “Fund”) is a sub-trust of FC T Trust that is an open ended umbrella unit trust, governed by a trust deed dated 29 July 2005 and a supplemental trust deed dated 29 July 2005 (the “Trust Deed”). The Fund was established under the laws of the Cayman Islands and is not authorised by the Securities & Futures Commission in Hong Kong and is therefore not available to the public in Hong Kong.

The investment objective of the Fund is to provide investors with a steady flow of income in Japanese Yen through investment in a diversified portfolio of securities, including equity and equity-related securities, issued by Chinese related companies. In order to achieve this objective, Haitong International Asset Management Limited (the “Investment Manager”) constructs an investment portfolio with attractive dividend yield by investing in securities of Chinese related companies which are expected to offer regular dividend payments, having regard to various factors, such as excellent management, reasonable profitability of businesses in selective growing sectors of the Chinese economy, focus on shareholders' value and superior corporate governance. As the secondary investment objective, the Fund also seeks to achieve mid to long-term capital appreciation by investing in securities issued by Chinese related companies.

As at 30 September 2011, FC T Trust has three sub-trusts, namely Haitong Aizawa Attractive Dividend Yield Chinese Stock Fund, Haitong Aizawa China Number One Fund and Haitong Aizawa Chinese Government Policy Fund.

2 Summary of significant accounting policies

The principal accounting policies adopted in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

(a) Basis of preparation

The financial statements of the Fund have been prepared in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRS”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”). The financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities (including derivative financial instruments) held at fair value through profit or loss.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**2 Summary of significant accounting policies (Continued)****(a) Basis of preparation (Continued)**

The preparation of financial statements in conformity with HKFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Trustee and the Manager (the "Management") to exercise their judgement in the process of applying the Fund's accounting policies. The areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the financial statements are disclosed in Note 4.

New standards and amendments to standards that are relevant to the Fund but are not yet effective and have not been early adopted by the Fund

HKFRS 9, 'Financial instruments', effective for annual periods beginning on or after 1 January 2015, specifies how an entity should classify and measure financial assets and liabilities, including some hybrid contracts. The standard improves and simplifies the approach for classification and measurement of financial assets compared with the requirements of HKAS 39. Most of the requirements in HKAS 39 for classification and measurement of financial liabilities were carried forward unchanged. The standard applies a consistent approach to classifying financial assets and replaces the numerous categories of financial assets in HKAS 39, each of which had its own classification criteria. The standard is not expected to have a significant impact on the Fund's financial position or performance, as it is expected that the Fund will continue to classify its financial assets and financial liabilities (both long and short) as being at fair value through profit or loss.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**2 Summary of significant accounting policies (Continued)****(a) Basis of preparation (Continued)**

HKFRS 13, 'Fair value measurement', effective for annual periods beginning on or after 1 January 2013. The standard improves consistency and reduces complexity by providing a precise definition of fair value and a single source of fair value measurement and disclosure requirements for use across HKFRSs. The requirements do not extend the use of fair value accounting but provide guidance on how it should be applied where its use is already required or permitted by other standards within HKFRS. If an asset or a liability measured at fair value has a bid price and an ask price, the standard requires valuation to be based on a price within the bid-ask spread that is most representative of fair value and allows the use of mid-market pricing or other pricing conventions that are used by market participants as a practical expedient for fair value measurement within a bid-ask spread. On adoption of the standard, the Fund would change its valuation inputs for listed financial assets and liabilities to last traded prices to be consistent with the inputs prescribed in the Fund's offering document for the calculation of its per unit trading value for subscriptions and redemptions. The use of last traded prices is recognised as a standard pricing convention within the industry. However, it is not expected to have a significant impact on the Fund's financial statements.

(b) Foreign currency translation**() Functional and presentation currency**

Items included in the Fund's financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). The financial statements are presented in Japanese Yen ("JPY"), which is the Fund's functional and presentation currency.

() Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign currency assets and liabilities are translated into the functional currency using the exchange rate prevailing at the year end date.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**2 Summary of significant accounting policies (Continued)****(b) Foreign currency translation (Continued)**

() Transactions and balances (Continued)

Foreign exchange gains and losses arising from translation are included in the statement of comprehensive income.

Foreign exchange gains and losses relating to cash and cash equivalents are presented in the statement of comprehensive income within 'net foreign exchange gain/(loss)'.

Foreign exchange gains and losses relating to the financial assets and liabilities carried at fair value through profit or loss are presented in the statement of comprehensive income within 'net gain/(loss) on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss'.

(c) Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss

All investments in equity and debt securities, and related derivatives are classified as "financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss". Investments are classified in this category if acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing in the short term or if so designated by the Management. Derivatives are also categorised as held for trading, as the Fund does not designate any derivatives as hedges in a hedging relationship.

Purchases and sales of investments are recognised on the trade date - the date on which the Fund commits to purchase or sell the investments. Investments are initially recognised at fair value, excluding transaction costs which are expensed as incurred, and are subsequently re-measured at fair value. Realised and unrealised gains and losses on investments are recognised in the statement of comprehensive income in the period in which they arise. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

Investments that are listed or traded on an exchange are fair valued based on quoted bid prices for long positions, and quoted ask prices for short positions. Investments which are not listed on an exchange are valued using broker quotes.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**2 Summary of significant accounting policies (Continued)****(d) Derivative financial instruments**

Derivative financial instruments are recognised at fair value on the date on which a derivative contract is entered into and are subsequently re-measured at their fair value. Fair values are obtained from quoted market prices in active markets and valuation techniques, as appropriate. All derivatives are carried as assets when fair value is positive and as liabilities when fair value is negative. The best evidence of the fair value of a derivative at initial recognition is the transaction price. Subsequent changes in the fair value of any derivatives are recognised immediately in the statement of comprehensive income. Derivative financial instruments are included within financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss.

(e) Income and expenses

Dividend income is recognised on the ex-dividend date with the corresponding foreign withholding taxes recorded as an expense.

Interest income is recognised on a time-proportionate basis using the effective interest method.

Other income is accounted for on an accruals basis. Expenses are accounted for on an accruals basis.

(f) Amounts due from and to brokers

Amounts due from and to brokers represent receivables for securities sold and payables for securities purchased that have been contracted but not yet settled or delivered on the year end date respectively.

(g) Offsetting financial instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**2 Summary of significant accounting policies (Continued)****(h) Cash and cash equivalents**

Cash and cash equivalents include bank deposits with original maturities of three months or less, and bank overdrafts. Cash and cash equivalents exclude cash deposits and overdrafts with brokers, and margin deposits.

(i) Distributions payable to unitholders

Proposed distributions to unitholders are recognised in the statement of movements in net assets attributable to unitholders when they are appropriately authorised. The distributions on these units are recognised as distributions in the statement of movements in net assets attributable to unitholders.

(j) Units

The Fund issues redeemable units, which are redeemable at the holder's option and are classified as equity.

Units are issued and redeemed at the unitholder's option at prices based on the Fund's net asset value per unit at the time of issue or redemption. The Fund's net asset value per unit for subscription or redemption is calculated by dividing the net assets attributable to the unitholders (last traded market price) with the total number of outstanding units.

3 Financial risk management**(a) Strategy in using financial instruments**

The Fund's objective is to provide investors with a steady flow of income in Japanese Yen through investment in a diversified portfolio of securities, including equity and equity-related securities, issued by Chinese related companies.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**3 Financial risk management (Continued)****(a) Strategy in using financial instruments (Continued)**

The Fund is managed according to investment rules intended to diversify and mitigate risks that are set out in the Fund's Offering Memorandum. The Fund's Investment Manager also operates a risk assessment and monitoring process that is applied to the Fund. The Fund does not seek to eliminate all risks, as managing risks for investment return is the essence of the Fund's operations. The goal is to assess and qualify the key risks; to set the metrics to measure risk exposures; to set limits to control risk exposures; and to monitor and report exposures as required.

The Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including market price risk, interest rate risk and currency risk), counterparty and credit risks and liquidity risk.

(b) Market price risk

Market price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether those changes are caused by factors specific to the individual instrument or factors affecting all instruments in the market.

The Fund's market price risk is managed through deliberate securities selection, and diversification of the investment portfolio whereby the Fund cannot acquire the shares of any one company if as a result of such acquisition, the total number of shares of such company held by the Fund would exceed 10% of the total number of issued and outstanding shares of such company.

All securities investments present a risk of loss of capital. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments within specified limits. The Investment Manager conducts a systematic screening of prospective securities among mid- and large-cap stocks, utilises quantitative measures with a view to select for possible investment securities with relatively high trading volumes as well as securities of Chinese related companies with relatively large market capitalisations, strong earnings and sales growth, expanding profit margins and particularly high dividend payments.

The Fund's overall market positions are monitored daily by the Investment Manager.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(b) Market price risk (Continued)

The Fund's investments are exposed to market price movements. At 30 September 2011 and 2010, the Fund's overall market positions by securities type and by market are as follows:

	2011		2010	
	Fair value JPY	% of net assets attributable to unitholders	Fair value JPY	% of net assets attributable to unitholders
Financial assets held for trading				
Listed equities - Hong Kong	1,584,205,661	91.29	7,469,111,472	78.16
Listed debt securities - Hong Kong	144,881,309	8.35	168,756,302	1.77
Future contracts - Hong Kong (2010: notional value of (JPY1,205,232,785))	-	-	747,942	0.01
Future contracts - USA (2010: notional value of JPY2,948,990,204)	-	-	32,720,088	0.34
Total financial assets at fair value through profit or loss	1,729,086,970	99.64	7,671,335,804	80.28

The Fund's market price risk is managed through the use of financial derivatives including, both index and foreign currency futures to hedge the portfolio investments against the downside.

Industry breakdown of the Fund's listed equities is as follows:

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(b) Market price risk (Continued)

	2011		2010	
	Fair value JPY	% of net assets	Fair value JPY	% of net assets
Listed equities - by industry				
Banks	423,682,382	24.42	1,643,391,402	17.20
Basic Materials	59,579,932	3.43	1,020,583,179	10.68
Consumers	219,093,892	12.62	1,022,190,012	10.70
Financial	67,602,576	3.90	131,931,276	1.38
Industrial	109,718,018	6.33	680,502,524	7.12
Insurance	187,971,736	10.83	696,886,167	7.29
Oil and energy	235,592,421	13.57	936,803,796	9.80
Property	36,016,954	2.08	602,673,378	6.31
Telecommunications	244,947,750	14.11	284,235,594	2.97
Transportation	-	-	449,914,144	4.71
	<u>1,584,205,661</u>	<u>91.29</u>	<u>7,469,111,472</u>	<u>78.16</u>

The table below summarises the impact of increases or decreases of the indices of the key markets in which the Fund operates, with all other variables held constant and the Fund's investments moved according to the historical correlation with the index.

All changes can be positive or negative, and impacts will be on the Fund's net assets attributable to unitholders.

	2011		2010	
	Change in market index JPY	Impact on NAV and profit	Change in market index JPY	Impact on NAV and profit
Hong Kong				
Hang Seng Index	+/-10%	56,326,647	+/-10%	+/- 534,625,820
Hang Seng China Enterprise Index	+/-10%	75,144,747	-	-

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(b) Market price risk (Continued)

The exposures to individual investments/issuers representing over 5% of the Fund's net asset value at 30 September 2011 and 2010 are as follows:

	% of net assets	% of net assets
	2011	2010
Listed equities		
China Construction Bank H SHS	7.17	2.83
China Mobile Ltd	6.85	1.05
China Petroleum & Chemical Corp H SHS	5.65	-
China Telecom Corp Ltd H SHS	5.51	1.92
Industrial and Comm Bank of China H SHS	7.79	4.57
Citic Pacific Ltd	-	5.88
Hopewell Highway Infrastructure Ltd	4.16	5.46
Debt securities		
Road King Infrastructure 9.5% 21 Sep 2015	8.35	1.77

(c) Interest rate risk

Interest rate risk is the risk arises from the effects of fluctuations in the prevailing levels of markets interest rates on the fair value of financial assets and liabilities and future cash flow.

As the majority of the Fund's financial assets and liabilities are non-interest bearing, the Fund is not subject to significant amounts of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. Any temporary excess cash and cash equivalents are invested at short-term market interest rates where appropriate.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**3 Financial risk management (Continued)****(c) Interest rate risk (Continued)**

At 30 September 2011, the Fund had net cash balance of JPY58,488,923 (2010: JPY1,572,723,159) and an investment in debt securities of JPY144,881,309 (2010: JPY168,756,302). A change in interest rate levels within the range foreseen by the Investment Manager for the next twelve months is deemed not to have a material impact on the Fund. For example, if interest rates had been 10 basis points higher or lower with all other variables held constant, net assets attributable to unitholders would have been JPY225,923 lower or higher at 30 September 2011 (2010: JPY998,268 higher or lower) arising from the increase or decrease in interest income on cash balance and the decrease or increase in fair value of debt securities.

(d) Counterparty and credit risks

Counterparty risk is the risk a counterparty to a financial instrument will cause the Fund financial loss by failing to discharge its obligations. The Fund seeks to minimise this risk of loss by careful choice of counterparties and by minimising the reliance placed on individual counterparties.

The Investment Manager maintains a list of approved brokers selected to manage the risk that a broker may fail and lead to a loss on trade. All transactions in listed investments are settled on a delivery versus payment basis using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made when the Fund's custodian bank has received payment. For a purchase, payment is made once the securities have been received by the Fund's custodian bank. The trade will fail if either party fails to meet their obligation.

The Fund has a futures margin account with Haitong International Futures Limited. Were this entity to fail, the Fund could have difficulty obtaining title to its assets.

Bank balances are placed with reputable financial institutions.

The table below summarises the assets placed with the custodian and brokers as at 30 September 2011 and 2010:

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(d) Counterparty and credit risks (Continued)

	2011		2010	
	JPY	Credit Rating (S&P)	JPY	Credit Rating (S&P)
<u>Custodian</u>				
HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited	1,792,414,238	AA- ¹	9,256,754,894	AA- ¹
<u>Broker</u>				
Haitong International Futures Limited	-	-	779,656,131	NR ²

¹ This rating is for HSBC Holding PLC that is the ultimate holding company of HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited

² Not rated by any credit rating agencies

The Investment Manager considers the counterparty risk associated with the balance held at Haitong International Futures Limited to be low as the company is a wholly owned subsidiary of Haitong International Securities Group Limited, a company listed in Hong Kong and regulated by the Securities & Futures Commission in Hong Kong.

The Fund is also exposed to credit risk which is the risk that a counterparty will be unable to pay amounts in full when they fall due. The Fund held debt securities as at 30 September 2011 and 2010 as follows:

	2011		2010	
	JPY	% of net assets	JPY	% of net assets
<u>Debt securities by rating category</u>				
BB-	144,881,309	8.35	168,756,302	1.77

The maximum exposure to credit risk at year end is the carrying amount of the financial assets as shown on the statement of financial position. None of the assets is impaired nor past due but not impaired.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(e) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Fund will encounter difficulty in settling a liability, including a redemption request.

The Fund is exposed to daily cash redemption of units subject to five business day notice. It therefore invests its assets in investments that are traded in an active market and can be readily disposed of.

The Investment Manager may borrow at any one time up to 10% of the net asset value which enhances the Fund's liquidity in meeting redemptions.

The liquidity of the Fund's investments is monitored continuously to ensure the Fund's investments can be liquidated in a reasonable period of time.

The Fund has a margin account with Haitong International Futures Limited. Any funds borrowed are repayable on demand. At 30 September 2011 and 2010, the Fund had no borrowing from its brokers.

The table below analyses the Fund's financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period from the year end date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows. Balances due within 12 months equal their carrying amounts, as the impact of discounting is not significant.

	Less than 1 month JPY	1 to 6 months JPY	Over 6 months JPY
At 30 September 2011			
Accruals and other payables	472,888	13,342,305	3,237,618
Amounts payable on redemption	24,186,849	-	-
Distributions payable	15,773,940	-	-
Total financial liabilities	40,433,677	13,342,305	3,237,618

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(e) Liquidity risk (Continued)

	Less than 1 month JPY	1 to 6 months JPY	Over 6 months JPY
At 30 September 2010			
Amounts due to brokers	69,222,448	-	-
Accruals and other payables	1,476,390	28,470,845	3,496,564
Amounts payable on redemption	275,902,528	-	-
Distributions payable	122,882,560	-	-
Total financial liabilities	<u>469,483,926</u>	<u>28,470,845</u>	<u>3,496,564</u>

All units of the Fund are held in the name of Aizawa Securities Co. Ltd., the Distributor of the Fund. At 30 September 2011 and 2010, no ultimate individual unitholder who was registered with the Distributor held more than 10% of the Fund's units.

The Fund manages its liquidity risk by investing in securities that it expects to be able to liquidate within 7 days or less. The following table illustrates the expected liquidity of assets held:

	Less than 7 days JPY	7 days to less than 1 month JPY	1 to 12 months JPY
At 30 September 2011			
Total assets	<u>1,788,850,078</u>	<u>3,564,160</u>	<u>-</u>
At 30 September 2010			
Total assets	<u>10,023,715,094</u>	<u>21,204,514</u>	<u>12,716,867</u>

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(f) Currency risk

Currency risk is the risk that the value of financial instruments will fluctuate due to changes in foreign exchange rates.

The functional currency of the Fund is Japanese Yen. The Fund holds assets and liabilities denominated in Hong Kong dollar and US dollar. The Fund is therefore exposed to currency risk, as the value of the assets and liabilities denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates.

The nominal currency denomination of the Fund's equity assets is determined by the currency of the stock exchange on which the investment trades and hence is only partly a guide to the Fund's currency exposure.

The table below summarises the Fund's net exposure to currency other than Japanese Yen.

Original currency	RMB	HK\$	USD
JPY equivalent	JPY	JPY	JPY
As at 30 September 2011			
Net monetary exposure	-	51,342,716	152,401,343
Net non-monetary exposure	-	1,584,205,661	-
As at 30 September 2010			
Net monetary exposure	7,193,415	1,995,368,913	456,519,516
Net non-monetary exposure	-	7,469,859,414	32,720,088

The table below summarises the effects on the net assets attributable to unitholders due to possible changes in foreign exchange rates at 30 September 2011 and 2010 for the foreign currencies with all other variables remaining constant:

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(f) Currency risk (Continued)

	% of reasonable possible change in foreign exchange rates against Japanese Yen	Increase/ (decrease) of net assets due to the possible change of the exchange rates 2011 JPY	Increase/ (decrease) of net assets due to the possible change of the exchange rates 2010 JPY
Monetary			
Renminbi	Strengthen by 8.71% (2010: 11%)	-	791,276
	(Weaken by 8.71%) (2010: 11%)	-	(791,276)
Hong Kong dollar	Strengthen by 8.55% (2010: 11%)	4,389,802	219,490,580
	(Weaken by 8.55%) (2010: 11%)	(4,389,802)	(219,490,580)
United States dollar	Strengthen by 8.52% (2010: 11%)	12,984,594	50,217,147
	(Weaken by 8.52%) (2010: 11%)	(12,984,594)	(50,217,147)
Non-monetary			
Hong Kong dollar	Strengthen by 8.55% (2010: 11%)	135,449,584	821,684,536
	(Weaken by 8.55%) (2010: 11%)	(135,449,584)	(821,684,536)
United States dollar	Strengthen by 8.52% (2010: 11%)	-	3,599,210
	(Weaken by 8.52%) (2010: 11%)	-	(3,599,210)

(g) Capital risk management

The capital of the Fund is represented by the net assets attributable to unitholders. The amount of net assets attributable to unitholders can change significantly on a daily basis as the Fund is subject to daily subscriptions and redemptions at the discretion of unitholders. The Fund's objective when managing capital is to safeguard the Fund's ability to continue as a going concern in order to provide returns for unitholders and benefits for other stakeholders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Fund.

In order to maintain or adjust the capital structure, the Fund's policy is to perform the following:

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**3 Financial risk management (Continued)****(g) Capital risk management (Continued)**

- monitor the level of daily subscriptions and redemptions relative to the liquid assets; and
- redeem and issue units in accordance with the Trust Deed.

The Trustee and Manager monitor capital on the basis of the value of net assets attributable to unitholders.

(h) Fair value estimation

The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets (such as trading securities) are based on quoted market prices at the close of trading on the year end date. The quoted market price used for financial assets held by the Fund is the current bid price; the appropriate quoted market price for financial liabilities is the current asking price.

A financial instrument is regarded as quoted in an active market if quoted prices are readily and regularly available from an exchange, dealer, broker, industry group, pricing service, or regulatory agency, and those prices represent actual and regularly occurring market transactions on an arm's length basis.

The carrying value less impairment provision of other receivables and payables are assumed to approximate their fair values. The fair value of financial liabilities for disclosure purposes is estimated by discounting the future contractual cash flows at the current market interest rate that is available to the Fund for similar financial instruments.

HKFRS 7 requires the Fund to classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities (level 1).
- Inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (that is, as prices) or indirectly (that is, derived from prices) (level 2).

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(h) Fair value estimation (Continued)

- Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (that is, unobservable inputs) (level 3).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgement by the Fund. The Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following table analyses within the fair value hierarchy the Fund's investments (by class) measured at fair value as at 30 September 2011 and 2010.

	Level 1	Level 2	Level 3	Total balance
	JPY	JPY	JPY	JPY
Assets				
Held for trading:				
Listed equity securities	1,584,205,661	-	-	1,584,205,661
Listed debt securities	144,881,309	-	-	144,881,309
Total financial assets	1,729,086,970	-	-	1,729,086,970

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(h) Fair value estimation (Continued)

	Level 1	Level 2	Level 3	Total balance
	JPY	JPY	JPY	JPY
Assets				
Held for trading:				
Listed equity securities	7,469,111,472	-	-	7,469,111,472
Future contracts - Hong Kong	747,942	-	-	747,942
Future contracts - USA	32,720,088			32,720,088
Listed debt securities	168,756,302	-	-	168,756,302
Total financial assets	<u>7,671,335,804</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>7,671,335,804</u>

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets, and therefore classified within level 1, include active listed equities, debt securities and derivatives. The Fund does not adjust the quoted price for these instruments.

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within level 2. As of 30 September 2011 and 2010, the Fund did not hold any investments classified in level 2.

Investments classified within level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently. As of 30 September 2011 and 2010, the Fund did not hold any investments classified in level 3.

4 Critical judgements

Functional currency

The Management considers Japanese Yen the currency that most faithfully represents the economic effect of the underlying transactions, events and conditions. The JPY is the currency in which the Fund measures its performance and reports its results, as well as the currency in which it receives subscriptions for its investors.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

5 Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

	2011 JPY	2010 JPY
Financial assets held for trading:		
- Listed equity securities	1,584,205,661	7,469,111,472
- Listed debt securities	144,881,309	168,756,302
- Future contracts	-	33,468,030
	<hr/>	<hr/>
Total financial assets at fair value through profit or loss	1,729,086,970	7,671,335,804
	<hr/>	<hr/>

	2011 JPY	2010 JPY
Net changes in fair value on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss:		
- Realised	(448,549,136)	739,826,005
- Unrealised	(1,078,545,201)	(75,772,381)
	<hr/>	<hr/>
Total net gain/(loss) on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss	(1,527,094,337)	664,053,624
	<hr/>	<hr/>

6 Accruals and other payables

	Note	2011 JPY	2010 JPY
Audit fee payable		3,237,618	3,496,564
Professional fees and disbursements payable		619,019	559,837
Management fee payable	9(a)	2,770,638	10,466,074
Trustee's fee payable	9(c)(i)	210,139	1,016,480
Distributor and agent company fees payable	9(d)	3,463,304	13,082,590
Other payables		6,752,093	4,822,254
		<hr/>	<hr/>
		17,052,811	33,443,799
		<hr/>	<hr/>

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

7 Units in issue and net assets attributable to unitholders

The Fund's capital is represented by the redeemable units in the Fund, and shown as net assets attributable to unitholders in the statement of financial position. The Fund has no restrictions on the subscriptions and redemptions of units. Subscriptions and redemptions of units during the year are shown in the statement of movements in net assets attributable to unitholders. In order to achieve the investment objectives, the Fund endeavours to invest its capital in accordance with the investment policies as outlined in Note 3, whilst maintaining sufficient liquidity to meet redemption requests. Such liquidity is augmented by the holding of liquid investments.

In accordance with the Offering Memorandum, investments are stated at the last traded prices for the purpose of determining net asset value per unit for subscriptions and redemptions and for various fee calculations. However, the accounting policy of the Fund for the purpose of compliance with HKAS 39 - "Financial Instruments: Recognition and Measurement", and for reporting purpose is to value its investments at fair value based on the relevant bid and ask market prices on the year end date for long and short positions respectively. As at 30 September 2011, the valuation of investments in accordance with HKAS 39 as shown in the financial statements resulted in a decrease in value of investments by JPY9,939,694 (2010: JPY16,493,049) compared with using the valuation methodology indicated in the Fund's Offering Memorandum.

A reconciliation of the net asset value as reported in the statement of financial position to the net asset value as determined for the purposes of processing unit subscriptions and redemptions is provided below.

	2011 JPY	2010 JPY
Net assets/equity as per statement of financial position	1,735,400,638	9,556,185,140
Adjustments from bid/asking market prices to last traded market prices	9,939,694	16,493,049
Net asset value attributable to unitholders (at last traded market prices)	1,745,340,332	9,572,678,189

As at 30 September 2011, the Fund had JPY1,735,400,638 (2010: JPY9,556,185,140) of puttable financial instruments classified as equity.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

7 Units in issue and net assets attributable to unitholders (Continued)

Units in issue

The movement of number of units in issue during the year was as follows:

	2011 Units	2010 Units
Units in issue at the beginning of the year	1,536,032	1,478,064
Issue of units	44,546	855,626
Redemption of units	(1,054,780)	(797,658)
Units in issue at the end of the year	525,798	1,536,032
Net assets attributable to unitholders (at bid/asking market prices)	JPY1,735,400,638	JPY9,556,185,140
Net assets attributable to unitholders per unit (at bid/asking market prices)	JPY3,301	JPY6,221

8 Taxation

The Fund is domiciled in the Cayman Islands. Under the current laws of the Cayman Islands there is no income, estate, corporation, capital gains or other taxes payable by the Fund.

The Fund would only be exposed to Hong Kong profits tax if:

- () it is not exempted under the Revenue (Profits Tax Exemption for Offshore Funds) Ordinance 2006 (the "Ordinance"); and
- () it is treated as carrying on a trade or business in Hong Kong either on its own account or through any person as an agent.

If the Fund is not exempt under the Ordinance and is treated as carrying on a trade or business in Hong Kong, a liability to profits tax, currently at the rate of 16.5% (2010: 16.5%), would arise in respect of any profits which arise in or are derived from Hong Kong and which are not capital profits or exempt profits. No accrual has been made for Hong Kong profits tax as the management believes that no such tax exposure exists at the year end.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**8 Taxation (Continued)**

The Fund invests in shares of companies in People's Republic of China (" PRC ") listed on overseas stock exchanges including the H-shares listed on the Hong Kong Stock Exchange (" H-shares "). Under the PRC Corporate Income Tax Law, the Fund may be liable to pay PRC tax on the capital gains realised in the trading of H-shares. However, no provision was made for taxation from such gains in the financial statements as the Trustee and Manager believe that the Fund can sustain a position for not filing a tax return based on the existing tax regulations and that the enforcement of China tax on capital gains is not probable.

The Fund is subject to withholding tax on certain dividend income earned from its investment securities.

9 Related party transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability, directly or indirectly, to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. Parties are also considered to be related if they are subject to common control or common significant influence.

The following is a summary of transactions entered into during the year between the Fund and related parties. All such transactions were entered into in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

(a) Management fee

The Manager, FC Investment Ltd., is entitled to receive a management fee of 0.10% per annum of the net asset value of the Fund, calculated at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The Investment Manager, Haitong International Asset Management Limited, is entitled to receive a management fee of 0.30% per annum of the net asset value of the Fund. The management fee is calculated and accrued at each valuation day, and payable quarterly in arrears.

For the year ended 30 September 2011, the total management fees amounted to JPY21,863,445 (2010: JPY46,975,224), with JPY2,770,638 (2010: JPY10,466,074) in outstanding accrued fees at the end of the year.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

9 Related party transactions (Continued)

(b) Performance fee

The Investment Manager, Haitong International Asset Management Limited, is entitled to receive a performance fee at a rate of 10% of the excess, between current month and the highest of any preceding month's net asset value per average number of units in issue during the relevant month. The performance fee is accrued at each valuation day and payable quarterly in arrears.

For the year ended 30 September 2011, there was no performance fee (2010: nil).

(c) Fees to Trustee

() Trustee's fee

The Trustee, HSBC Trustee (Cayman) Limited, is entitled to receive a fee not more than 0.125% per annum of the net asset value of the Fund. The trustee's fee is calculated at each valuation day and payable monthly in arrears. The fee is subject to a minimum annual payment of US\$20,000.

For the year ended 30 September 2011, the total trustee's fees amounted to JPY6,832,328 (2010: JPY14,679,753), with JPY210,139 (2010: JPY1,016,480) in outstanding accrued fees due to HSBC Trustee (Cayman) Limited at the end of the year.

() Valuation, transaction and registrar's fees

The Trustee, HSBC Trustee (Cayman) Limited, is entitled to receive a registrar fee of US\$2,500 per annum.

The Trustee is entitled to receive valuation fees of US\$60 for each daily valuation.

The Trustee is entitled to receive transaction fees of US\$15 for each subscription and redemption of units, and US\$5 for each distribution to each unitholder.

For the year ended 30 September 2011, the total valuation, transaction and registrar's fees amounted to JPY1,716,476 (2010: JPY2,047,233), with JPY112,988 (2010: JPY149,285) in outstanding accrued fees due to HSBC Trustee (Cayman) Limited at the end of the year.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**9 Related party transactions (Continued)****(c) Fees to Trustee (Continued)****() Safe custody fee**

The Trustee, HSBC Trustee (Cayman) Limited, is entitled to receive safe custody fees at the annual rate of 0.03% of the monthly market value of the equities listed in Hong Kong and at the annual rate of 0.09% of the monthly market value of the equities listed in Shanghai and Shenzhen. The safe custody fees are calculated on a monthly basis.

For the year ended 30 September 2011, the total safe custody fees amounted to JPY1,424,807 (2010: JPY2,647,312), with nil (2010: nil) in outstanding accrued fees due to HSBC Trustee (Cayman) Limited at the end of the year.

(d) Distributor fee

The Distributor, Aizawa Securities Co., Ltd. is entitled to receive a distributor fee at 0.40% per annum of the net asset value of the Fund, which is calculated and accrued at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The Distributor may also receive a subscription charge of up to 3% (excluding consumption tax) of the subscription price (subscription money) of the units issued.

For the year ended 30 September 2011, total distributor fees amounted to JPY21,863,454 (2010: JPY46,975,234), with JPY2,770,647 (2010: JPY10,466,073) in outstanding accrued fees due to Aizawa Securities Co., Ltd. at the end of the year.

(e) Agent company fee

The Agent Company, Aizawa Securities Co. Ltd., is entitled to receive a fee at 0.10% per annum of the net asset value of the Fund, calculated and accrued at each valuation day and payable quarterly in arrears.

For the year ended 30 September 2011, total agent company fees amounted to JPY5,465,860 (2010: JPY11,743,801), with JPY692,657 (2010: JPY2,616,517) in outstanding accrued fees at the end of the year.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**9 Related party transactions (Continued)**

- (f) Bank account is opened with the custodian, HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited, a related company of the Trustee, HSBC Trustee (Cayman) Limited. As at 30 September 2011, investments of JPY1,729,086,970 (2010: JPY7,671,335,804) and cash balance of JPY58,488,923 (2010: JPY1,572,723,159) were held by the custodian, respectively.
- (g) Margin account is opened with the broker, Haitong International Futures Limited, a related company of the Investment Manager, Haitong International Asset Management Limited, whereby the broker agrees to provide the brokerage services in relation to exchange futures contracts. As at 30 September 2011, deposits of nil (2010: JPY779,656,131) were placed with the broker.
- (h) Haitong International Futures Limited, a related company of the Investment Manager, is the broker to process the trading of futures contracts. For the year ended 30 September 2011, the Fund paid a total commission of nil (2010: JPY1,248,014) to Haitong International Futures Limited .

10 Distributions to unitholders

According to the trust deed of the Fund, the Manager aims to make monthly distributions to the unitholders of amounts calculated by reference to the net income received and expected to be received by the Fund and to capital gains, both realised and unrealised. With reference to the expected average dividend yield of the Fund's investment portfolio and expected charges and expenses, the Manager may determine to pay distributions both out of the income and capital of the Fund in order to make monthly distributions stable. For the year ended 30 September 2011, total distributions of JPY820,016,550 (2010: JPY2,944,621,210) were paid from the income and unitholders' equity of the Fund.

11 Approval of financial statements

The financial statements were approved for issue by the Trustee and Manager on 27 February 2012.

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

INVESTMENT PORTFOLIO (UNAUDITED)

AS AT 30 SEPTEMBER 2011

	Holdings	Fair value JPY	% of net assets
Listed investments			
Equity securities			
<u>Hong Kong</u>			
Agricultural Bank of China H SHS	2,314,000	58,468,756	3.37
AIA Group Ltd	200,000	43,947,574	2.53
AIR China Ltd H SHS	400,000	21,551,025	1.24
Anhui Conch Cement Co Ltd H SHS	58,000	12,288,607	0.71
Bank of China Ltd H SHS	2,000,000	47,978,559	2.76
BOC Hong Kong Holdings Ltd	350,000	57,672,588	3.32
China Coal Energy Co H SHS	500,000	34,754,960	2.00
China Communication SVS Corp Ltd H SHS	300,000	10,559,216	0.61
China Construction Bank H SHS	2,646,160	124,357,326	7.17
China Gas Holdings Ltd	100,000	1,966,334	0.11
China Life Insurance Co Ltd H SHS	200,000	36,967,087	2.13
China Mengniu Dairy Co Ltd	250,000	58,252,656	3.36
China Mobile Ltd	157,000	118,932,261	6.85
China Pacific Insurance GR Co Ltd H SHS	250,000	55,548,946	3.20
China Petroleum & Chemical Corp H SHS	1,300,000	98,031,601	5.65
China Resources Land Ltd	432,000	36,016,954	2.08
China Telecom Corp Ltd H SHS	1,970,000	95,679,865	5.51
CNOOC Ltd	310,000	39,499,725	2.28
Digital China Holdings Ltd	50,000	5,043,648	0.29
GCL Poly Energy Holdings Ltd	700,000	13,901,984	0.80
GOME Electrical Appliances HLDS Ltd	600,000	10,854,166	0.63
Hong Kong Exchanges and Clearing Ltd	60,000	67,602,576	3.90
Hopewell Highway Infrastructure Ltd	1,547,500	72,116,788	4.16
Hutchison Whampoa Ltd	130,000	74,705,959	4.31
Industrial and Comm Bank of China H SHS	3,600,000	135,205,153	7.79
Jiangxi Copper Company Ltd H SHS	300,000	40,467,162	2.33
PetroChina Co Ltd H SHS	500,000	47,437,817	2.73
PICC Property & Casualty Co Ltd H SHS	100,000	8,297,931	0.48
Ping An Insurance (GRP) Co of China H	100,000	43,210,198	2.49
Prince Frog International Holdings Ltd	300,000	4,571,727	0.26
Skyworth Digital Holdings Ltd	500,000	13,321,915	0.77
Texwinca Holdings Ltd	300,000	23,566,518	1.36
Vinda International Holdings Ltd	300,000	23,124,092	1.33
Wasion GR HLDS Ltd	420,000	9,414,809	0.54

HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND, A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

INVESTMENT PORTFOLIO (UNAUDITED) (CONTINUED)

AS AT 30 SEPTEMBER 2011

	Holdings	Fair value JPY	% of net assets
Listed investments			
Equity securities (Continued)			
Zhaojin Mining Industry Co Ltd H SHS	150,000	19,112,770	1.10
ZTE Corp H SHS	90,000	19,776,408	1.14
		<u>1,584,205,661</u>	<u>91.29</u>
	Holdings	Fair value JPY	% of net assets
Debt securities			
Road King Infrastructure 9.5% 21 Sep 2015	3,000,000	<u>144,881,309</u>	<u>8.35</u>
Total investments		<u>1,729,086,970</u>	<u>99.64</u>

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2012年1月末日現在)

資産総額	1,709,261,674円
負債総額	39,897,402円
純資産総額()	1,669,364,272円
発行済口数	426,118口
純資産価格(/)	3,918円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りです。

取扱機関 H S B C インスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド

取扱場所 香港、クイーンズ・ロード・セントラル1

日本の実質上の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続きが行われますが、ファンド証券の保管を販売会社に委託していない場合は、本人の責任で所定の手続きを行う必要があります。名義書換の費用は徴収されません。

受益者集会

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券の純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとし、

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとし、

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券の純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとし、

受益者に対する特典、譲渡制限

生命保険、年金等の特別のサービスの付与等の受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の2012年1月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下の通りです。

2007年1月末日	資本金額：11,500万円
2009年2月17日	資本金額：5,000万円

(2) 会社の機構

管理会社の機構

管理会社の取締役の員数は、1人または取締役会が定めるそれ以上の数以上とされています。設立当初の取締役は、発起人により選任され、その後は、株主総会または取締役により選任されます。取締役の任期は、その選任の際、次回もしくは次々回の定時株主総会の時、特定の事情が生じた時、または特定の期間の経過までと定められます。

取締役会は、取締役または取締役の要求があった場合には、秘書役により随時招集されます。取締役会を開催するための定足数は2名です。ただし、取締役が1名の場合には定足数は1名です。取締役会においては、投票数の過半数の賛成により決議がなされます。賛否同数の場合には、決議はなされません。

投資運用の意思決定機構

管理会社の投資判断は、取締役間の協議によって決定されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。

管理会社は、2012年1月末日現在、以下のとおり、公募投資信託11本の管理・運用を行っています。

(2012年1月末日現在)

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン	公募	8	104,606,054.50米ドル
		3	8,277,658,951円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近二事業年度の日本文の財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、監査人であるSeiwa Audit Corporationの監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を受領しております。
- c．管理会社の原文の財務書類は、日本円で表示されています。

(1)【貸借対照表】

F C インベストメント・リミテッド

貸借対照表

2011年8月31日現在

(日本円で表示)

	注記	2011年	2010年
資産			
流動資産：			
現金および現金等価物	2 (d)	89,090,954	76,318,663
売掛金	3	3,831,165	5,748,411
立替金		-	8,000,000
その他の流動資産		75,465	76,897
流動資産合計		92,997,584	90,143,971
資産合計		92,997,584	90,143,971
負債			
流動負債：			
未払金		7,151,463	8,673,403
負債合計		7,151,463	8,673,403
純資産			
資本金			
授權株式数 2,300株			
発行済株式総数 1,000株		50,000,000	50,000,000
利益剰余金		35,846,121	31,470,568
純資産合計		85,846,121	81,470,568
負債及び純資産合計		92,997,584	90,143,971

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

F C インベストメント・リミテッド
損益計算書

2011年8月31日までの期間

(日本円で表示)

	注記	2011年	2010年
収益			
管理報酬		45,416,609	93,749,336
受取利息		8,755	48,532
収益合計		45,425,364	93,797,868
費用			
営業投資損失	5	-	1,025,355
支払手数料		29,849,400	78,011,629
法務及び専門家報酬		2,864,258	4,169,517
アドバイザー報酬		2,445,250	3,438,425
支払給与		2,445,250	2,698,175
銀行手数料		294,173	530,855
その他の営業費用	6	1,208,194	2,650,224
為替差損		1,943,286	2,619,355
費用合計		41,049,811	95,143,535
当期純利益(当期純損失)		4,375,553	(1,345,667)
1株当たり情報			
1株当たり当期純利益金額 (1株当たり当期純損失金額)	2(f)	4,376	(1,346)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

F Cインベストメント・リミテッド 株主資本等変動計算書

2011年

2010年9月1日から2011年8月31日までの期間

(日本円で表示)

	資本金	利益剰余金	有価証券 評価差額金	合計
期首残高	50,000,000	31,470,568	-	81,470,568
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	4,375,553	-	4,375,553
期末残高	50,000,000	35,846,121	-	85,846,121

2010年

2009年9月1日から2010年8月31日までの期間

(日本円で表示)

	資本金	利益剰余金	有価証券 評価差額金	合計
期首残高	50,000,000	38,816,235	-	88,816,235
剰余金の配当	-	(6,000,000)	-	(6,000,000)
当期純損失	-	(1,345,667)	-	(1,345,667)
期末残高	50,000,000	31,470,568	-	81,470,568

添付の注記は、本財務書類の一部である。

F Cインベストメント・リミテッド

注記

（日本円で表示）

1 会社概要

当社は、株式会社ファンドクリエーションの完全子会社として、ケイマン諸島において2003年9月9日に設立され、多数のファンドの管理会社としてファンド資産の管理、投資、および再投資に対する責任を負う。

2009年10月26日に株式会社ファンドクリエーションより株式会社ファンドクリエーショングループへ株式の譲渡を行った。現在、株式会社ファンドクリエーショングループが全株式を保有している。

2 重要な会計方針**(a) 財務書類作成の基礎**

本財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。日本で一般に公正妥当と認められた会計原則の一部は、その運用及び開示に関して国際会計基準とは異なる。財務書類の作成に使用される測定通貨および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当社の株式が日本円で発行されており、また当社の業務が主に日本円で行なわれていることを反映したものである。

当社は、会計方針を継続して適用している。

(b) 単体決算

当社は、子会社及び関連会社を有していない。

(c) 投資有価証券

投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

(d) 現金および現金等価物

現金および現金等価物は、銀行預金からなる。

(e) 外貨換算

外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで日本円に換算される。収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで換算される。かかる取引によって生じる為替差損益は、損益計算書に含められる。

(f) 1株当たり情報

1株当たり当期純利益金額は、当期純利益を期中平均発行済株式数で除して計算される。当社は希薄化証券を保有していない為、希薄化1株当たり当期純利益を表示していない。

(g) 引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

3 売掛金

	2011年	2010年
管理報酬	3,831,165	5,748,411

4 税金

ケイマン諸島における現行の税制に基づき、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する税金は課されない。当社は、ケイマン諸島の議長から、利益、収益またはキャピタル・ゲインに対する全ての税金を免除する約束を受けている。従って、本財務書類には所得税に対する引当金は含まれていない。

5 匿名組合投資損失

	2011年	2010年
匿名組合投資損失	-	1,025,355

6 その他の営業費用

その他の営業費用には、以下が含まれる：

	2011年	2010年
通信費	58,754	35,123
賃借料	227,827	235,010
租税公課	-	2,000
保険料	65,588	84,327
旅費交通費	37,380	-
荷造運送費	85,428	182,044
雑費	733,217	2,111,720
	1,208,194	2,650,224

FC Investment Ltd.
Balance sheets as of August 31, 2011
(In Japanese Yen)

	Notes	FY 2011	FY 2010
Assets			
Current assets:			
Cash and cash equivalents	2(d)	89,090,954	76,318,663
Accounts receivable	3	3,831,165	5,748,411
Advances paid		-	8,000,000
Other current assets		75,465	76,897
Total current assets		92,997,584	90,143,971
Total		92,997,584	90,143,971
Liabilities and Net Assets			
Current liabilities:			
Accounts payable		7,151,463	8,673,403
Total current liabilities		7,151,463	8,673,403
Net Assets:			
Common stock:			
Authorized: 2,300 shares			
Issued: 1,000 shares		50,000,000	50,000,000
Undistributed retained earnings		35,846,121	31,470,568
Total Net Assets		85,846,121	81,470,568
Total		92,997,584	90,143,971

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Income statements
for years ended August 31, 2011
(In Japanese Yen)

	Notes	FY 2011	FY 2010
Revenues			
Management fees		45,416,609	93,749,336
Interest income		8,755	48,532
Total revenues		45,425,364	93,797,868
Expenses			
Loss from operational investment securities	5	-	1,025,355
Fees and expenses		29,849,400	78,011,629
Legal and other professional fees		2,864,258	4,169,517
Advisory expenses		2,445,250	3,438,425
Salaries		2,445,250	2,698,175
Bank charges		294,173	530,855
Other operating expenses	6	1,208,194	2,650,224
Foreign exchange loss		1,943,286	2,619,355
Total expenses		41,049,811	95,143,535
Net income (Loss)		4,375,553	(1,345,667)
Amount Per Share			
Net income (Loss) : Basic	2(f)	4,376	(1,346)

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Statements of changes in shareholder's equity

FY 2011

For year from September 1, 2010 to August 31, 2011

(In Japanese Yen)

	Common stock	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains on securities	Total
Balance at beginning of year	50,000,000	31,470,568	-	81,470,568
Dividends paid	-	-	-	-
Net income	-	4,375,553	-	4,375,553
Balance at end of year	50,000,000	35,846,121	-	85,846,121

FY 2010

For year from September 1, 2009 to August 31, 2010

(In Japanese Yen)

	Common stock	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains on securities	Total
Balance at beginning of year	50,000,000	38,816,235	-	88,816,235
Dividends paid	-	(6,000,000)	-	(6,000,000)
Net loss	-	(1,345,667)	-	(1,345,667)
Balance at end of year	50,000,000	31,470,568	-	81,470,568

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

Notes to financial statements

(in Japanese Yen)

1 Company profile

FC Investment Ltd. ("the Company"), which was incorporated as a wholly owned subsidiary of Fund Creation Co., Ltd. on September 9, 2003 in Cayman Islands, is a manager of various funds and responsible for management, investment and reinvestment of the funds' assets.

Fund Creation Co., Ltd. has transferred all shares of the Company on October 26, 2009 to Fund Creation Group Co., Ltd. Now all the shares are owned by Fund Creation Group Co., Ltd..

2 Significant accounting policies**(a) Basis of presenting non-consolidated financial statements**

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosures requirements of International Financial Reporting Standards.

The measurement and presentation currency of the financial statements is in Japanese Yen and not the local currency of Cayman Islands reflecting the fact that the shares of the Company are issued in Japanese Yen and the Company's operations are primarily conducted in Japanese Yen.

The accounting policies have been applied consistently by the Company.

(b) Non-Consolidation

The Company has no subsidiaries or affiliated companies.

(c) Other investment securities

Other investment securities are stated at cost, using the moving average method.

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise of deposits at bank.

(e) Foreign currency translation

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to Japanese Yen at balance sheet date exchange rate. Income and expense items are translated at exchange rates prevailing on the transaction date. Exchange differences arising from such transactions are reflected in the income statement.

(f) Net income per share

Basic net income per share is computed based on the weighted average number of shares of common stock outstanding during each period.

As the Company has no dilutive securities during the period, diluted net income per share shall not be disclosed.

(g) Allowance for doubtful accounts

In order to prepare for possible losses from receivables, loans, etc., an allowance is provided based on historical loan loss experience for claims to general debtors. For certain doubtful accounts, allowance is provided for the estimated uncollectible amount, based on the collectability of individual claims.

3 Accounts receivable

	FY 2011	FY 2010
Management fees	3,831,165	5,748,411

4 Taxation

Under the current taxation system in Cayman Islands, no tax is charged to income, profits or capital gains. The Company has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands exempting it from all tax on profits, income or capital gains. Accordingly, no provision for income taxes is included in the financial statements.

5 Loss from operational investment securities

	FY 2011	FY 2010
Other loss from operational investment securities	-	1,025,355

6 Other operating expenses

	FY 2011	FY 2010
Other operating expenses include:		
Communication expenses	58,754	35,123
Rent	227,827	235,010
Tax and duties	-	2,000
Insurance expenses	65,588	84,327
Travel expenses	37,380	-
Packing and transportation expenses	85,428	182,044
Miscellaneous expenses	733,217	2,111,720
	<u>1,208,194</u>	<u>2,650,224</u>

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、本ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係会社、(c) 管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の計算でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の計算で行為するものとの間で、有価証券（受益証券を除きます。）の売買もしくは貸借をなしまたは金銭の貸借をしてはならない旨、信託証書に規定されています。ただし、かかる制限は、当該取引が信託証書に定められた制限を遵守し、かつ、公認の証券市場または金融市場における、その時々、() 当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または() 競争価格若しくは実勢利率によって行われる場合については、適用されません。

5【その他】

管理会社の定款は、管理会社の議決権付株式を保有する株主の決議により変更することができます。管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. H S B Cトラスティー（ケイマン）リミテッド（HSBC Trustee (Cayman) Limited）（「受託会社」）

(1) 資本金の額

2012年1月末日現在 130万米ドル（約9,929万円）

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「ドル」または「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、平成24年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ドル＝76.38円）によります。

(2) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島において1981年11月10日に免税会社として設立されました。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2009年改正）の規定に基づき非制限信託会社の免許、および、投資信託法（2009年改正）に基づく投資信託の管理事務代行会社としての免許を受けています。

2. 海通国際資産管理有限公司（Haitong International Asset Management Limited）（「投資運用会社」）（旧「大福アセット・マネジメント・リミテッド（Tai Fook Asset Management Limited）」）

(1) 資本金の額

2012年1月末日現在 1,300万香港ドル（約1億2,805万円）

（注）香港ドルの円換算額は、平成24年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝9.85円）による。

(2) 事業の内容

投資運用会社は、1998年3月18日に香港で設立された、海通国際証券集団有限公司（以下「海通国際」といいます。）の完全子会社です。投資運用会社は日本で募集の届出が行われているファンドの投資運用業務の経験を有しています。

海通国際は1973年に設立され、1996年8月より香港株式市場に上場しています。海通国際は、業界内で代表的な国際的プレーヤーとなること、および大中華圏におけるリーダーとなることを目標に、国際的な機関投資家および国内機関投資家ならびに個人投資家に対し、質の高い総合的な企業金融業務、資産運用業務および証券仲介業務を提供しています。2009年12月に、中国本土における代表的な証券会社の一社であり、上海株式市場に上場している海通証券有限公司による、海通国際の支配持分の獲得が完了しました。

投資運用会社は、企業、機関投資家および個人富裕層向けの代表的な専門的投資運用会社となることを目標としています。その投資チームの主要メンバーは、一流の資産運用会社で勤務して得た経験を通じて、国際的な資産運用経験を十分に有しています。投資運用会社は、元本を維持しながら、顧客のポートフォリオのため元本を最大限に増加させることを目的としています。

3. 藍澤證券株式会社（「代行協会員」「販売会社」）

(1) 資本金の額

2012年1月末日現在 80億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

2【関係業務の概要】

1．HSBCトラスティ（ケイマン）リミテッド（HSBC Trustee (Cayman) Limited）（「受託会社」）

受託会社は、本ファンドの投資対象およびその他の財産および資産を保管し、その管理下におき、それらを信託証書の条項に従い保有する責任を負います。その資格において、受託会社またはその代理人または副保管会社は、特に、本ファンドが直接に投資する投資対象および本ファンドの現金その他の財産および資産の保管会社として行ないます。受託会社はまた、信託証書に従い本ファンドの純資産総額を決定する責任を負います。

2．海通国際資産管理有限公司（Haitong International Asset Management Limited）（「投資運用会社」）

管理会社は、投資運用会社に対して、基本信託証書に基づいて、サブ・ファンドの資産の投資を管理し、サブ・ファンドのために現金を借り入れもしくはクレジット・ファシリティを申請し、また、サブ・ファンドの投資対象が投資運用会社に与えた議決権をすべて行使する責任を委託しています。

3．藍澤証券株式会社（「代行協会員」「販売会社」）

日本におけるファンド証券の代行協会員および販売会社としての業務を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第 3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2011年9月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,431であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者

としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(下記第3.2項参照)。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

- () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- () 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2010年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託(年次申告書)規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信

託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定められた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2011年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2011年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わな

ればならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の相当程度の部分を採用しており、この問題に関する判例法の相当程度を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2011年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細

を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。

- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) C I M A が投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類を C I M A に提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) C I M A に指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類を C I M A に対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関し C I M A がとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 C I M A が第7.9項の行為を行った場合、C I M A は、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 C I M A は、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、C I M A は投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任により C I M A に発生した費用は、投資信託が C I M A に支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託に関する情報を C I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内または C I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成して C I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を C I M A に対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後 C I M A が特定する情報、報告書、勧告を C I M A に対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、または C I M A の意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M A は、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M A は、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 C I M A が第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めて

グランドコートに申し立てることができる。

- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するC I M Aの規制および監督

- 8.1 C I M Aは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、その者に対して、C I M Aがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 C I M Aが以下に該当すると判断する場合には、C I M Aは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 C I M Aは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 C I M Aは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
 - (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてC I M Aを警戒させるために、C I M Aは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () C I M A に対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () C I M A の命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知を C I M A に対して行うこと
 - () C I M A の命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M A に対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも 2 人の取締役をおくこと
 - () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類を C I M A に対し提出すること
- (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者について C I M A がとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任により C I M A に発生した費用は、管理者が C I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報を C I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後 3 か月以内または C I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成して C I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を C I M A に対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後 C I M A が特定する情報、報告書、推奨を C I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないと C I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法(2011年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) C I M Aは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M Aが第8.16項の措置をとった場合、C I M Aは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2009年改訂)によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去ら

れた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2010年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2010年改訂)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係(保護)法(2009年改訂)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2011年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。C I M A も、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。C I M A は、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。C I M A は、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(i)項、第6.2(g)、7項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをC I M A に書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 C I M A が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはC I M A が適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2011年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運

営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
 - () 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - () 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびC I M Aに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート 1 は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびC I M Aに配付しなければならない。また中間財

務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する

る情報

- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成22年12月15日 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年3月31日 有価証券届出書 / 有価証券報告書

平成23年6月30日 半期報告書 / 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

独立監査人の監査報告書

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド、旧名称 大福 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド）の受益者各位
（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）

当監査法人は、本書に掲載されているFC Tトラストのサブファンド、海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（旧名称は、大福 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド）（以下「本ファンド」という）の2010年9月30日現在の財政状態計算書、並びに2010年9月30日に終了した1年間の包括利益計算書、受益者に帰属する純資産変動計算書及びキャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針の要約およびその他の注記で構成されている財務諸表について監査を行った。

財務諸表に関する管理者の責任

本ファンドの受託会社及び管理会社（以下「管理者」という）は、香港公認会計士協会公布による香港財務報告基準に準拠してこれらの財務諸表を作成し、公正に表示する責任がある。この責任には、不正行為によるものか誤謬によるものかを問わず、重大な虚偽表示のない財務諸表の作成及び公正な表示に関連した内部統制の立案、実施及び維持、適切な会計方針の選択及び適用、並びに状況に照らし適切な会計上の見積りを行うことが含まれている。

監査人の責任

当監査法人の責任は、監査に基づいてこれらの財務諸表に対する意見を表明することである。当監査法人は、香港公認会計士協会公布による香港監査基準に準拠して監査を行った。当監査基準は、倫理義務を遵守するとともに、財務諸表に重大な虚偽表示がないかどうかの合理的な確証を得るために監査を計画および実施することを要求している。

監査には財務諸表上の金額や開示事項に関する監査証拠を得るための手続きを実施することが含まれている。選択された手続きは、不正行為によるものか誤謬によるものかを問わず、財務諸表の重大な虚偽表示のリスク評価を含む監査法人の判断によって異なる。そのようなリスクを評価する際、監査法人は状況に照らし適切な監査手続きを計画するため、財務諸表の作成及び公正な表示に関連した内部統制について考慮しているが、内部統制の有効性に関する見解の表明をするためではない。監査には利用されている会計方針の妥当性および管理者が行った会計上の見積りの合理性について評価するほか、財務諸表の全般の表示を評価することも含まれている。

当監査法人は、入手した監査証拠が我々の監査意見の基礎を提供する上で十分かつ適切なものであると考えている。

独立監査人の監査報告書

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(FC Tトラストのサブファンド、旧名称 大福 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド)の受益者各位
(ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト)

監査意見

当監査法人の意見では、これらの財務諸表は、香港財務報告基準に準拠し、2010年9月30日現在の本ファンドの財政状況、及び2010年9月30日に終了した1年間の業績およびキャッシュフローに関する真正かつ公正な見解を表示している。

プライスウォーターハウスクーパース

2011年3月25日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

TO THE UNITHOLDERS OF HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND (FORMERLY KNOWN AS TAI FOOK - AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND), A SUB-TRUST OF FC T TRUST

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

We have audited the financial statements of Haitong Aizawa Attractive Dividend Yield Chinese Stock Fund (formerly known as Tai Fook - Aizawa Attractive Dividend Yield Chinese Stock Fund) (the "Fund"), a sub-trust of FC T Trust, set out on pages 4 to 32, which comprise the statement of financial position as at 30 September 2010, and the statement of comprehensive income, statement of movements in net assets attributable to unitholders and statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager (the "Management") of the Fund are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance as to whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by Management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

TO THE UNITHOLDERS OF HAITONG AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND (FORMERLY KNOWN AS TAI FOOK - AIZAWA ATTRACTIVE DIVIDEND YIELD CHINESE STOCK FUND), A SUB-TRUST OF F C T TRUST (CONTINUED)

(An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund as at 30 September 2010, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands, 25 March 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

F Cインベストメントリミテッド

株主各位

当監査法人は、F Cインベストメントリミテッドの2009年9月1日から2010年8月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F Cインベストメントリミテッドの2010年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計期間の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

[署名]

Seiwa Audit Corporation

東京

2011年1月11日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Shareholder of
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2010 and the related non-consolidated income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, all expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the non-consolidated financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2010, and the results of its operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(Seiwa Audit Corporation)

Tokyo, Japan
January 11, 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）

（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）の受益者各位

当監査法人は、本書に掲載されているFC Tトラストのサブファンド、海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（以下「本ファンド」という）の2011年9月30日現在の財政状態計算書、ならびに2011年9月30日に終了した会計年度の包括利益計算書、受益者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュフロー計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記で構成される財務諸表について監査を行った。

財務諸表に関する管理者の責任

本ファンドの受託会社および管理会社（以下「管理者」という）は、香港公認会計士協会公表による香港財務報告基準に準拠してこれらの財務諸表を作成し、真正かつ公正に表示する責任がある。したがって、管理者は故意または過失を問わず、重大な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能とするために内部統制を行う必要がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、監査に基づいてこれらの財務諸表に対する意見を表明することである。当監査法人は、香港公認会計士協会公表による香港監査基準に準拠して監査を行った。当監査基準は、倫理義務を遵守するとともに、財務諸表に重大な虚偽表示がないかどうかの合理的な確証を得るために監査を計画および実施することを要求している。

監査には財務諸表上の金額や開示事項に関する監査証拠を得るための手続きを実施することが含まれている。選択された手続きは、故意または過失を問わず、財務諸表の重大な虚偽表示のリスク評価を含む監査法人の判断によって異なる。そのようなリスクを評価する際、監査法人は状況に照らし適切な監査手続きを計画するため、財務諸表の作成および公正な表示に関連した内部統制について考慮しているが、内部統制の有効性に関する見解の表明を目的とするものではない。監査には使用されている会計方針の妥当性および管理者が行った会計上の見積りの合理性について評価するほか、財務諸表全般の表示を評価することも含まれている。

当監査法人は、入手した監査証拠が監査意見の基礎を提供する上で十分かつ適切なものであると考えている。

独立監査人の監査報告書（続き）

海通 アイザワ 好配当利回り中国株ファンド（FC Tトラストのサブファンド）
（ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型ユニット・トラスト）の受益者各位

監査意見

当監査法人の意見では、これらの財務諸表は、香港財務報告基準に準拠し、2011年9月30日現在の本ファンドの財政状態、および2011年9月30日に終了した会計年度の財務実績およびキャッシュフローに関する真正かつ公正な見解を表示している。

プライスウォーターハウスクーパース

2012年2月27日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of Haitong Aizawa Attractive Dividend Yield Chinese Stock Fund, a sub-trust of FC T Trust (An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

We have audited the financial statements of Haitong Aizawa Attractive Dividend Yield Chinese Stock Fund (the "Fund"), a sub-trust of FC T Trust, set out on pages 4 to 29, which comprise the statement of financial position as at 30 September 2011, and the statement of comprehensive income, statement of movements in net assets attributable to unitholders and statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

The Trustee and the Manager (the "Management") of the Fund are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and for such internal control as the Management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent Auditor's Report (continued)

To the Unitholders of Haitong Aizawa Attractive Dividend Yield Chinese Stock Fund, a sub-trust of FC T Trust (An open-ended unit trust established under the laws of the Cayman Islands)

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund as at 30 September 2011, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards.

PricewaterhouseCoopers

27 February 2012

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

F Cインベストメントリミテッド
株主御中

当監査法人は、添付のF Cインベストメントリミテッドの2011年8月31日現在における日本円で表示された貸借対照表、並びに2011年8月31日をもって終了する会計年度に係る損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を実施した。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F Cインベストメントリミテッドの2011年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

清和監査法人
日本、東京
2012年1月20日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Shareholder of
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2011 and the related non-consolidated income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, all expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the non-consolidated financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2011, and the results of its operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(Seiwa Audit Corporation)

Tokyo, Japan
January 20, 2012

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。